

## 〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
福島市企業 立地促進条 例	R3.3.31	<p>①対象業種</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・製造業を営む法人</li> <li>・物流業等を営む法人</li> <li>・情報技術・研究開発型企業 (情報通信業や学術研究・サービス業、再生可能エネルギー関連企業など、情報化、技術革新によって産業高度化に寄与する企業)</li> <li>・特定集積産業を営む法人 (医療、健康、ロボット・航空、農産物加工に関連する企業)</li> </ul> <p>②事業所を新設・増設・移設(いずれも用地取得を伴うもの)した企業であること。</p> <p>③取得面積に応じて、以下の新規地元常用雇用者及び本市転入常用雇用者の雇用があること。</p> <p>(1)取得面積が 5,000 m<sup>2</sup>未満の場合 1人以上</p> <p>(2)取得面積が 5,000 m<sup>2</sup>以上 15,000 m<sup>2</sup>未満の場合 2人以上</p> <p>(3)取得面積が 15,000 m<sup>2</sup>以上の場合 3人以上</p> <p>④投下固定資産総額(家屋及び償却資産)が 1 億 5,000 万円(中小企業者にあつては、3,000 万円)以上であること。</p> <p>⑤工業団地以外に立地する場合は、準工業地域、工業地域、工業専用地域、又は都市計画決定していない地域に立地すること。 (ただし、特定流通業務施設、研究開発機能または本社・支社機能(総務、調査、企画、その他の管理業務部門等の本社機能またはそれに準ずる支社機能(小売店舗および営業所は除く))を設置するものはこの限りではない。)</p> <p>⑥用地取得後3年以内に操業を開始すること。</p> <p>⑦当初計画した事業を 10 年以上継続すること。</p>	<p>【用地取得助成金】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●工業団地に立地する場合 用地取得費の 40/100 以内の額 (特定集積産業は、用地取得費の 60/100 以内の額)</li> <li>●工業団地以外に立地する場合 用地取得費の 30/100 以内の額 (上限 7,000 万円) (特定集積産業は、用地取得費の 40/100 以内の額(上限 1 億円))</li> </ul>
		<p>①事業所を新設、増設、移設(いずれも用地取得を伴うもの)した企業であること。</p>	<p>【操業奨励助成金】 固定資産税の額に相当する額。法</p>

		<p>②用地取得助成金の奨励措置を受けた企業で、申請する事業所について過去に操業奨励助成金の奨励措置を受けたことがないこと。</p>	<p>令等により固定資産税が減額された場合は、当該減額後の固定資産税相当額。</p> <p>1年あたりの上限額は、2,000 万円（固定資産税の額が 2,000 万円を超過した場合は、2,000 万円にその超過した額の2分の1の額を加えた額）。</p> <p>対象期間は3年間（特定集積産業にあつては5年間）。</p>
		<p>① 令和6年4月1日以降に本市に事業所を新設（用地取得を伴うものを除く）した企業であること。</p> <p>② 申請する事業所について過去に操業奨励助成金の奨励措置を受けたことがないこと。</p> <p>③ 助成対象設備に対する、投下固定資産総額が 1 億 5,000 万円（中小企業者にあつては、3,000 万円）以上であること。</p>	<p><b>【操業奨励助成金】</b></p> <p>固定資産税の額の2分の1の額に相当する額。法令等により固定資産税が減額された場合は、当該減額後の固定資産税の額の2分の1の額の相当額。</p> <p>1年あたりの上限額は、2,000 万円（固定資産税の額の2分の1の額が 2,000 万円を超過した場合は、2,000 万円にその超過した額の2分の1の額を加えた額）。</p> <p>対象期間は3年間。</p>
		<p>①事業所を増設、移設（用地取得を伴うものを除く）、設備投資（令和6年4月1日以降に着工するものに限る。）した企業であること。</p> <p>②次のいずれかに該当すること。</p> <p>ア 既に用地取得助成金の奨励措置を受けている事業所の操業開始日から10年以内に、申請対象となる増設若しくは移設又は設備投資を完了し、操業を開始すること。</p> <p>イ 既に操業奨励助成金のみの奨励措置を受けている企業が本市に初めて設置した事業所の操業開始日から10年以内に、申請対象となる増設若しくは移設又は設備投資を完了し、操業を開始すること。</p> <p>ウ 過去に用地取得助成金及び操業奨励助成金の奨励措置のいずれも受けたことがない企業が本市に初めて設置した事業所の操業開始日から10年以内に、申請対象となる増設若しくは移設又は設備投資を完了し、操業を開始すること。</p> <p>③助成対象設備に対する、投下固定資産総額が 1 億</p>	<p><b>【操業奨励助成金】</b></p> <p>固定資産税の額の2分の1の額に相当する額。法令等により固定資産税が減額された場合は、当該減額後の固定資産税の額の2分の1の額の相当額。</p> <p>1年あたりの上限額は、2,000 万円（固定資産税の額の2分の1の額が 2,000 万円を超過した場合は、2,000 万円にその超過した額の2分の1の額を加えた額）。</p> <p>対象期間は3年間。</p>

		5,000 万円(中小企業者にあつては、3,000 万円)以上 であること。	
		①用地取得助成金の奨励措置を受けた企業であること。 ②新規地元常用雇用者を操業開始日から1年以上継続し て雇用すること。	<b>【雇用奨励助成金】</b> 新規地元常用雇用者1人につき、 1年間雇用するごとに 20 万円。対 象期間は操業開始日から3年間 (特定集積産業にあつては、5年 間)。
		①用地取得助成金の奨励措置を受けた企業であること。 ②本市転入常用雇用者を操業開始日から1年以上継続し て雇用すること。	<b>【転入支援助成金】</b> 本市転入常用雇用者1人につき 20 万円。

詳しくはこちら(福島市助成制度のご案内)

<https://www.city.fukushima.fukushima.jp/soshiki/5/1018/1/6116.html>

07202

福島県

会津若松市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
会津若松市企業立地促進条例	H5.4	○新設 【工場・植物工場】 ①1,000 m <sup>2</sup> 以上の敷地に新設 ②投下固定資産総額が1億円以上又は新規に雇用される常勤従業員が、工場は30人以上、植物工場は20人以上 【事業所・研究所・コールセンター】 ①通信業、情報サービス業、インターネット付随サービス業、自然科学研究所、製造業の研究部門及びコールセンター ②投下固定資産総額が5,000万円以上又は新規に雇用される常勤従業員が、事業所は5人(中小企業者は2人)以上、研究所又はコールセンターは20人以上	企業立地奨励金 ○固定資産税相当額(土地及び建物分)3年間交付
		○増設 【工場・植物工場】 ①建築面積500 m <sup>2</sup> 以上 ②投下固定資産総額が3,000万円以上又は新規に雇用される常勤従業員が、工場は20人以上、植物工場は10人以上 【事業所・研究所・コールセンター】 ①通信業、情報サービス業、インターネット付随サービス業、自然科学研究所、製造業の研究部門及びコールセンター ②投下固定資産総額が2,000万円以上又は新規に雇用される常勤従業員が、事業所は1人以上、研究所又はコールセンターは10人以上	
		○移転 【工場・植物工場・事業所・研究所・コールセンター】 ・移転前より建築面積を縮小しないもの	
		○建物賃貸借・新設 【工場】 ・新規に雇用される常勤従業員が30人以上	賃貸借型企業立地奨励金 ○年間の建物賃借料の1/4(中小企業者が事業所の用に供

	<p>【研究所・コールセンター・植物工場】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規に雇用される常勤従業員が 20 人以上</li> </ul> <p>【事業所】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規に雇用される常勤従業員が5人(中小企業者は2人)以上</li> </ul>	<p>する建物を賃借する場合は 1/2)相当額を3年分交付(単 年上限 500 万円)</p>
	<p>○建物賃貸借・増設</p> <p>【工場】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規に雇用される常勤従業員が 20 人以上</li> </ul> <p>【研究所・コールセンター・植物工場】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規に雇用される常勤従業員が 10 人以上</li> </ul> <p>【事業所】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規に雇用される常勤従業員が1人以上</li> </ul>	
	<p>○償却資産の設置</p> <p>【工場・植物工場・事業所・研究所・コールセンター】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・投下償却資産総額(機械・装置に限る)が 5,000 万円以上、かつ新規に雇用される常勤従業員が1人以上</li> </ul>	<p>設備投資奨励金</p> <p>○固定資産税相当額(償却資産)1回交付</p>
	<p>○新規の雇用</p> <p>【工場・植物工場・事業所・研究所・コールセンター】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記の各奨励金の交付要件のいずれかを満たし、新規に雇用される本市居住の常勤従業員が 10 人以上</li> </ul>	<p>雇用奨励金</p> <p>○1人当たり 10 万円を1回交付</p>

## 〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
郡山市商工業振興 条例	S63.4	<p>1. 工場等を特定区域に新設、増設または移転する商工業者で次の要件を満たすもの</p> <p>1) 投下固定資産総額が3億円以上(中小企業者は、1億円以上)であること</p> <p>2) (新設)郡山市と土地譲渡契約を締結し、当該契約締結後5年以内に工場等の操業を開始すること</p> <p>(増設または移転)郡山市、財団法人郡山市開発公社または郡山異業種協同組合と土地譲渡契約を締結すること</p> <p>※1 工場等:工場、試験研究施設、物流施設、情報通信関連施設</p>	<p>企業立地促進事業(取得型) 操業補助金</p> <p>○工場等の新設、増設または移転に係る土地取得費の25%以内の額(特定業種は令和7年3月31日まで30%以内の額)とし、1億円を限度とする</p> <p>※2 特定業種:再生可能エネルギー、医療、ロボット、航空宇宙、次世代自動車関連産業</p>
		<p>1. 工場等を特定区域に新設、増設または移転する商工業者で次の要件を満たすもの</p> <p>1) 投下固定資産総額が3億円以上(中小企業者は、1億円以上)であること</p> <p>2) (新設)郡山市と土地譲渡契約を締結し、当該契約締結後5年以内に工場等の操業を開始すること</p> <p>(増設または移転)郡山市、財団法人郡山市開発公社または郡山異業種協同組合と土地譲渡契約を締結し、建物の取得を伴うこと</p>	<p>企業立地促進事業(取得型) 企業立地補助金</p> <p>○工場等の新設に係る固定資産税及び都市計画税が賦課された年度以後5年度分(増設または移転は、3年度分)の固定資産税額及び都市計画税額の合計額とする</p> <p>ただし、各年度2,000万円を限度とする</p>
		<p>工場等を特定区域に新設、増設または移転する商工業者で次の要件を満たすもの</p> <p>1) 投下固定資産総額が3億円以上(中小企業者は、1億円以上)であること</p> <p>2) (新設)郡山市と土地譲渡契約を締結し、当該契約締結後5年以内に工場等の操業を開始すること</p> <p>(増設又は移転)郡山市、財団法人郡山市開発公社または郡山異業種協同組合と土地譲</p>	<p>企業立地促進事業(取得型) 雇用促進補助金</p> <p>○工場等の新設、増設または移転にあたり、新規雇用者1人につき10万円を乗じて得た額以内の額とし、2,000万円(増設又は移転は、申請日の雇用者数から操業開始日の1年前の雇用者数を減じた額に10万円を乗じて得た</p>

		<p>渡契約を締結すること</p> <p>3) 操業開始日から60日以内に新規雇用者を5人以上雇用し、かつ、引き続き1年以上雇用すること</p> <p>4) (増設又は移転)申請日の雇用者数から、操業開始日の1年前の日の雇用者数を減じた数が5人以上であること</p>	<p>額、又は2,000万円のいずれか低い額)を限度とする</p>
郡山市商工業振興条例	S63.4	<p>賃借物件により事業所等を新設又は増設する 商工業者で次の要件を満たすもの</p> <p>1) 操業開始日から60日以内に新規雇用者を5人以上雇用し、引き続き1年以上雇用すること。</p> <p>2) (増設)申請日の雇用者数から、操業開始日の1年前の日の雇用者数を減じた数が5人以上であること</p>	<p>企業立地促進事業(賃借型) 操業補助金</p> <p>○事業所等の新設または増設に係る3年分の業務の用に供する土地及び建物の年間の賃借料の合計額の2分の1以内の額とし、各年度500万円を限度とする</p>
		<p>※3 事業所等:工場、試験研究施設、物流施設、情報通信関連施設</p> <p>※4 工場は※2の特定業種に限る</p> <p>※5 物流施設の対象地域は、郡山西部第一工業団地及び郡山西部第二工業団地に限る</p>	<p>企業立地促進事業(賃借型) 雇用促進補助金</p> <p>○新規雇用者1人につき10万円(短時間・有期雇用労働者は、5万円)を乗じて得た額以内の額とし、2,000万円(増設は、申請日の雇用者数から操業開始した日の1年前の雇用者数を減じた額に10万円を乗じて得た額、又は2,000万円のいずれか低い額)を限度とする。</p>

詳しくはこちら(郡山市助成制度のご案内)

<https://www.city.koriyama.lg.jp/soshiki/121/4874.html>

07204

福島県

いわき市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

・原発特措法に係る固定資産税の不均一課税

対象業種	対象資産・取得期限	雇用要件	取得価額	税率
製造業、道路貨物運送業、こん包業、卸売業	令和9年3月31日までに取得した、建物及びその付属設備、構築物、機械及び装置、船舶、航空機、車両及び運搬器具、工具、器具及び備品	新規(増加)雇用者15名超(道路貨物運送業、こん包業、卸売業)、製造業は雇用要件なし。	合計2,700万円超(前事業年度内における減価償却資産)	固定資産税の3年間不均一課税 ・初年度:0.14% ・第2年度:0.35% ・第3年度:0.7%

・特定復興産業集積区域内における固定資産税の課税免除

対象者	対象資産・取得期限	税率
ふくしま産業復興投資促進特区に係る指定を受けた個人事業者又は法人	復興推進計画の認定日から、令和8年3月31日までに取得し、事業の用に供した家屋、償却資産、土地	固定資産税の5年間課税免除

・地域再生法に係る固定資産税の課税免除・不均一課税

対象者	対象資産・取得期限	取得価額	税率
福島県から、「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」の認定を受けた事業者(地域再生法)	県より「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」の認定を受けてから、3年以内に、各対象業種の事業の用に供するために新設し、又は増設した建物、償却資産及び取得日の翌日から1年以内に建設に着手した土地	前事業年度において減価償却資産の取得価額合計が3,800万円以上(中小企業者の場合は1,900万円以上)	【移転型】 3年間課税免除 【拡充型】 3年間不均一課税 ・初年度:課税免除 ・第2年度:0.467% ・第3年度:0.933%

・福島特措法における固定資産税の課税免除(イノベ税制)

対象者	対象業種	対象資産・取得期限	税率
新産業創出等推進事業促進区域内において、福島県知事の認定を受けた新産業創出等推進事業を実施する事業者(福島復興再生特別措置法)	福島イノベーション・コースト構想において、重点分野として位置付けている6分野に該当する業種	令和3年4月20日から令和8年3月31日までの間に新增設した、家屋及び償却資産(構築物、機械及び装置、器具及び備品)並びに当該家屋	固定資産税の5年間課税免除

		の敷地である土地	
--	--	----------	--

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
いわき市工場等立地促進条例	H4.4	<p>○事業者が本市の区域内で工場等の新設を行う場合で、次の各号のいずれにも該当するものであること。ただし、特定新設奨励金の交付要件に該当する場合を除く</p> <p>①投下固定資産総額が 5,000 万円(大企業 1 億円以上)以上であること</p> <p>②令和3年4月1日から令和8年3月 31 日までの間に用地取得または借地すること</p> <p>③操業の開始の日から1年を経過する日まで、従業員の数が常時 3人以上であること</p> <p>④用地取得または借地の契約締結から3年以内(立地にあたり許認可等を必要とする場合及び用地が整備を必要とする場合は、5年以内)に操業を開始すること</p>	<p>新設奨励金</p> <p>○工場等の新設又は増設に係る投下固定資産総額に 5/100 を乗じて得た額とし、1億円(新設する工場等の操業の開始の日から1年を経過する日まで、従業員の数が常時 30人以上である場合にあつては、5億円)を限度とする</p>
		<p>○事業者が規則で定める地域(いわき四倉中核工業団地)又は工業専用地域、工業地域及び準工業地域内で工場等の新設を行う場合で、次の各号のいずれにも該当するものであること</p> <p>①投下固定資産総額が1億円以上(土地代は除く)であること</p> <p>②令和3年4月1日から令和8年3月 31 日までの間に用地取得または借地すること</p> <p>③操業の開始の日から1年を経過する日まで、従業員の数が常時 3人以上であること</p> <p>④用地取得または借地の契約締結から3年以内(立地にあたり許認可等を必要とする場合及び用地が整備を必要とする場合は、5年以内)に操業を開始すること</p>	<p>特定新設奨励金</p> <p>○工場を立地するに要した投下固定資産総額に5/100(いわき四倉中核工業団地又は次の各号のいずれにも該当する場合は、用地の取得価額にあつては 20/100 とし、投下固定資産総額にあつては5/100 とする)を乗じて得た額とし、1億円(いわき四倉中核工業団地又は次の各号のいずれにも該当する場合にあつては5億円)を限度とする</p> <p>①規則で定める地域(四倉中核工業団地)及び都市計画法第2章で定められた工業専用地域内で工場等の新設を行うこと</p> <p>②工場等の新設に係る操業の開始の日から1年を経過する日まで、従業員の数が常時 10人以上であること</p>

		とする場合及び用地が整備を必要とする場合は、5年以内)に操業を開始すること	
		<p>○事業者が本市の区域内で工場等の新設または増設を行う場合で、次の各号のいずれにも該当するものであること。ただし、新設奨励金及び特定新設奨励金の交付要件に該当する場合を除く</p> <p>①投下固定資産総額が 5,000 万円(大企業 1 億円以上)以上であること</p> <p>②操業の開始の日から1年を経過する日まで、従業員の数が常時零以上であること</p>	<p>増設奨励金</p> <p>○投下固定資産総額に5/100 を乗じて得た額とし、1億円(工場等の増設に係る操業の開始の日から1年を経過する日まで、従業員数が常時 50 人以上である場合にあっては5億円)を限度とする</p>
いわき市本社機能移転等事業者支援条例	H29.3	○事業者が福島県の地域再生計画に基づき、「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」の認定を受け、事業者が本社機能(調査・企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門、情報サービス事業部門、その他管理部門等、ただし工場や店舗などは除く)を移転または拡充して事業を行う場合	<p>本社機能移転等事業者奨励金</p> <p>○地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従い整備した特定業務施設(本店又は主たる事務所その他の地域における就業の創出又は経済基盤の強化に資するものとして内閣府令で定める業務施設、ただし工場を除く)において常時雇用する従業員1人につき200万円/年(3年間で最大600万円)とし、限度額なし</p>

07205

福島県

白河市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間																			
投下固定資本額 (万円以上)	従業員 (人以上)																						
促進区域 [市全域] 農林漁業関連業種 5,000 上記以外 10,000  (地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画承認事業者)	—	課税免除	固定資産税 (土地・家屋・構築物)	3年間																			
地域活力向上地域 [市全域] 新增設 3,800 (中小企業 1,900)  (地域再生法に基づく地方活力向上地域特定業務施設整備計画認定事業者)	—	<b>【移転型】</b> 課税免除  <b>【拡充型】</b> 不均一課税 初年度(0) 第2年度(0.467%) 第3年度(0.933%)	固定資産税 (土地・家屋・構築物・機械・装置・工具・器具・備品、車両及び運搬具)	3年間																			
過疎地域 [表郷地域・大信地域] <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>事業者の規模 (資本金)</th> <th>5,000万円以下</th> <th>5,000万円超 1億円以下</th> <th colspan="2">1億円超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象</td> <td>機械・装置、建物・附属設備、構築物の新增設、制作、改修等に係る取得</td> <td>機械・装置、建物・附属設備、構築物の新增設に係る取得</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">取得価額</td> <td>製造業・旅館業</td> <td>500万円以上</td> <td>1,000万円以上</td> <td>2,000万円以上</td> </tr> <tr> <td>農林水産物等販売業・情報サービス等</td> <td colspan="3">500万円以上</td> </tr> </tbody> </table>	事業者の規模 (資本金)	5,000万円以下	5,000万円超 1億円以下	1億円超		対象	機械・装置、建物・附属設備、構築物の新增設、制作、改修等に係る取得	機械・装置、建物・附属設備、構築物の新增設に係る取得			取得価額	製造業・旅館業	500万円以上	1,000万円以上	2,000万円以上	農林水産物等販売業・情報サービス等	500万円以上				課税免除	固定資産税 (土地・家屋・機械・装置・工具・器具・備品)	3年間
事業者の規模 (資本金)	5,000万円以下	5,000万円超 1億円以下	1億円超																				
対象	機械・装置、建物・附属設備、構築物の新增設、制作、改修等に係る取得	機械・装置、建物・附属設備、構築物の新增設に係る取得																					
取得価額	製造業・旅館業	500万円以上	1,000万円以上	2,000万円以上																			
	農林水産物等販売業・情報サービス等	500万円以上																					

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
白河市企業立地促進条例	H17.11	①指定区域の場合 1) 投下固定資本総額 5,000 万円以上 2) 用地取得又は借地面積 1,000 m <sup>2</sup> 以上	立地奨励金 ①指定区域の場合 工場等の新設又は増設に係る土地、家屋及び償却資産に対する固定資産税相

		<p>3) 建築延床面積 200 m<sup>2</sup>以上</p> <p>②指定区域外の場合</p> <p>1) 福島県工業開発条例に基づく新設の届出対象企業</p> <p>2) 投下固定資本総額 5,000 万円以上</p> <p>3) 用地取得又は借地面積 1,000 m<sup>2</sup>以上</p> <p>4) 建築延床面積 200 m<sup>2</sup>以上</p> <p>①、②ともに工場等の用地取得又は借地後3年以内に工場等家屋の建設に着手すること。ただし、用地を取得又は借地する前に先行して工場等家屋の建設に着手し、操業又は営業を開始した場合も含む。</p> <p>本市との間に工場等立地に関する協定(これに準ずるものを含む。)を締結していること。</p>	<p>当額</p> <p>(5年間交付)限度額5億円</p> <p>②指定区域外の場合</p> <p>工場の新設に係る土地、家屋及び償却資産に対する固定資産税相当額</p> <p>(3年間交付)限度額3億円</p> <p>①、②ともに操業又は営業を開始した年の翌年度から連続して交付する。</p>
		<p>①立地奨励金の交付要件に同じ</p> <p>②操業・営業開始時の常時雇用従業員数</p> <p>・製造業:10 人以上かつ引続き1年以上雇用していること</p> <p>・その他の業種:5人以上かつ引続き1年以上雇用していること</p>	<p>雇用促進奨励金</p> <p>○ 常時雇用白河市内居住者 1人あたり10 万円</p> <p>○ 常時雇用白河市外居住者 1人あたり5万円</p> <p>○ 限度額</p> <p>指定区域の場合においては新設及び増設それぞれにつき1,000 万円</p> <p>指定区域外の場合においては500 万円</p>
		<p>①立地奨励金の交付要件に同じ</p> <p>②操業・営業開始時まで実施した緑化及び緑地整備事業</p>	<p>環境整備奨励金</p> <p>○ 緑化及び緑地整備事業に要する費用の1/2 以内</p> <p>○ 限度額</p> <p>指定区域の場合においては新設及び増設それぞれにつき1,000 万円</p> <p>指定区域外の場合においては500 万円</p>
		<p>①立地奨励金の交付要件に同じ</p> <p>②新設又は増設された工場等において、白河市工業用水道事業給水条例(平成 17 年白河市 条例第 186 号)に定める工業用水の供給を受けていること</p>	<p>工業用水道奨励金</p> <p>○ 工業用水道使用料の1/2 を操業又は営業を開始した月から連続した5箇年の交付。ただし、増設に係る工業用水道奨励金の交付期間は当該増設した工場等が操業又は営業を開始した月から既に交付を受けている工業用水道奨励金の交</p>

			付期限までとする
--	--	--	----------

07207

福島県

須賀川市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間												
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)															
<p>1 地方活力向上地域における固定資産税の課税免除および不均一課税</p> <p>(1)福島県地域再生計画『福島県地方活力向上地域特定業務施設整備促進プロジェクト』に適合すること。</p> <p>(2)本社機能の移転・拡充による特定業務施設の新增設・移転</p> <p>* 本社機能(特定業務施設):「調査・企画部門」、「情報処理部門」、「研究開発部門」、「国際事業部門」、「情報サービス事業部門」、「その他管理業務部門」のいずれかを有する事務所又は研究所、もしくは研修所であって重要な役割を担う事業所。</p> <p>(3)本社機能の従業員数が5人(中小企業1人)以上増加すること(移転型の場合、増加従業員の過半数は東京23区にある事業所からの転勤者であること)。</p> <p>(4)事業期間が福島県の計画期間内(令和13年3月31日)であり、令和8年3月31日までに県の認定を受けること。</p>		<p>○移転型 課税免除</p> <p>○拡充型 課税軽減</p> <p>1年目 0/10 2年目 1/10 3年目 1/10</p>	固定資産税	3年間												
<p>2 過疎地域における固定資産税の課税免除</p> <p>(1)対象地域 長沼地域、岩瀬地域</p> <p>(2)対象業種 製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業</p> <p>(3)取得要件</p> <p>取得価額表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象業種</th> <th>資本金規模 5,000万円以下 (個人を含む)</th> <th>資本金規模 5,000万円超1億円以下</th> <th>資本金規模 1億円超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製造業 旅館業</td> <td>500万円以上</td> <td>1,000万円以上(注)</td> <td>2,000万円以上(注)</td> </tr> <tr> <td>農林水産物等販売業 情報サービス業等</td> <td>500万円以上</td> <td>500万円以上(注)</td> <td>500万円以上(注)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)資本金等の規模が5,000万円を超えるの事業者については、新設・増設に限ります。</p>		対象業種	資本金規模 5,000万円以下 (個人を含む)	資本金規模 5,000万円超1億円以下	資本金規模 1億円超	製造業 旅館業	500万円以上	1,000万円以上(注)	2,000万円以上(注)	農林水産物等販売業 情報サービス業等	500万円以上	500万円以上(注)	500万円以上(注)	課税免除	固定資産税	3年間
対象業種	資本金規模 5,000万円以下 (個人を含む)	資本金規模 5,000万円超1億円以下	資本金規模 1億円超													
製造業 旅館業	500万円以上	1,000万円以上(注)	2,000万円以上(注)													
農林水産物等販売業 情報サービス業等	500万円以上	500万円以上(注)	500万円以上(注)													

07208

福島県

喜多方市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員 (人以上)			
過疎地域 〈新增設〉 製造業、旅館業 500(資本金規模 5,000 万円以下) 1,000(資本金規模 5,000 万円超 1 億円以下) 2,000(資本金規模 1 億円超)  農林水産物等販売業、情報サービス業等 500	—	課税免除	固定資産税	3年間
全 域 3,000 (市単独の優遇措置、製造業に限る)				

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
喜多方市工場等立地促進条例	H18.1	<p>【対象業種】 製造業、ソフトウェア業、情報処理サービス業、道路貨物運送業、倉庫業など市の指定する業種</p> <p>【指定地域】 市の指定する地域</p> <p>次に掲げる 1・2・3 の要件のいずれにも該当すること</p> <p>1.次に掲げる要件のいずれかに該当すること</p> <p>①設備投資総額 5,000 万円以上 (ソフトウェア業に係る工場等の設置にあつては、1,500 万円以上)</p> <p>②用地取得面積 2,500 ㎡以上 (ソフトウェア業等に係る工場等の設置にあつては、1,250 ㎡以上)</p> <p>③建築面積 500 ㎡以上 (ソフトウェア業等に係る工場等の設置にあつては、250 ㎡以上)</p> <p>2.新設にあつては用地取得後3年以内に操業を開始し、増設及び移転にあつては、その1年以内に操業を開始すること</p>	<p>工場等設置助成金</p> <p>○助成金等の額は設備投資総額の 20%以内</p> <p>○限度額</p> <p>新規常時雇用従業員数</p> <p>・3～20 人未満 200 万円/人</p> <p>・20～40 人未満 250 万円/人</p> <p>・40 人以上 1億円</p>

		3. 操業開始後1年以内に常時雇用の従業員3人以上を新たに雇用し、かつ、当該雇用人数の過半数の者が市内に住所を有すること	
		○上記1・2の要件に該当し、かつ、 上記3の規定により雇用した従業員を引続き、1年以上雇用していること	雇用促進助成金 ○常時雇用従業員で喜多方に住所を有する者1人につき20万円 ○限度額 1,000万円
		○次に掲げる要件のすべてに該当すること 1. 設備投資総額が3億円以上又は用地取得面積が5,000㎡以上であること 2. 工場を新設する場合は、用地取得後3年以内、工場を増設又は移転をする場合は、増設、移転後1年以内に操業を開始する予定であること 3. 操業開始後、1年以内に常時雇用の従業員20人以上を新たに雇用し、かつ、当該雇用人数の過半数の者が市内に住所を有することが見込めること	環境整備事業 ○次に掲げる事業の全部又は一部の実施 1) 道路の新設または改良 2) 用排水路の新設または改良 3) 上水道の敷設 4) 前3号に掲げるもののほか市長が必要と認める施設の設置

07209

福島県

相馬市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新增設 2,700 (原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法)	製造業 — 製造業以外 15	不均一課税	固定資産税	3年間
新增設 農林漁業関連業種 5,000 上記以外 10,000 (地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画承認事業者)	—	課税免除	固定資産税	3年間
本社機能の移転・拡充 (地方活力向上地域特定業務施設整備事業)	大企業 5 中小企業 1	不均一課税	固定資産税	3年間
ふくしま産業復興投資促進特区 (東日本大震災復興特別区域法)	—	課税免除	固定資産税	5年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
相馬市地域総合整備資金貸付要綱	H10.3	① 公益征、事業採算性、低収益性等の観点から実施されるもの ② 事業地域内において、1人以上の新たな雇用の確保が見込まれるもの ③ 貸し付け対象費用の設備投資の総額が1,000万円以上のもの ④ 用地取得等契約後5年以内に貸し付け対象事業の営業開始が行われるもの	融資 ・貸付対象事業に係る借入総額(用地取得費は設備取得費の1/3を限度に算入)の35%を限度とする。 ・限度額 10.5億円 (年度を超えて複数の施設を整備する場合 15.7億円) ・貸付利率 無利子 ・貸付期間 4年以内 ・償還期間 15年以内 (据置期間 3年以内) ・償還方法 元金均等半年賦償還

07210

福島県

二本松市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
<b>【過疎地域(岩代地域、東和地域)】</b> < 新增設 > ・製造業、旅館業 500 万円(資本金規模 5,000 万円以下) 1,000 万円(資本金規模 5,000 万円超 1 億円以下) 2,000 万円(資本金規模 1 億円超) ・農林水産物等販売業、情報サービス業等 500 万円	—	課税免除	固定資産税	3年間
<b>【地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業の承認を受けた事業者】</b> < 新增設 > ・農林漁業関連業種 5,000 万円 ・上記以外 10,000 万円				

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
二本松市企業立地資金融資要綱	H17.12	立地企業 (原則として中小企業) (新設の場合原則として新規雇用 10 人以上) 新設・増設・移転 ○機械・設備の取得 ○工場・構築物等の取得・整備 ○工場用地の取得及び造成	融資 ○期間 10 年以内 (うち据置2年以内) ○利率 年 2.1%以内 ○担保・保証人 (指定金融機関の定めるところによる) ○限度額 1 企業 1 億円限度で対象事業費の 70%以内(市長が特に必要と認める場合は 2 億円)
二本松市工場等立地促進条例	H17.12	○対象業種 製造・道路貨物運送・倉庫・梱包・卸売業、	工場等立地奨励金 ○交付額

		<p>産業支援サービス業(特定16業種)のほか 市長が認める事業</p> <p>○指定地域 次の何れかの地域に立地すること</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 準工業・工業・工業専用地域</li> <li>2) 産業導入地区</li> <li>3) 開発行為許可区域</li> <li>4) 市長が認める区域</li> </ol> <p>○対象要件</p> <p>1. 新設 次の要件をすべて満たすこと</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 用地取得面積 1,500 m<sup>2</sup>以上かつ建築(取得)面積 500 m<sup>2</sup>以上</li> <li>2) 投下固定資産総額 7,500 万円以上</li> <li>3) 用地取得後3年以内に操業開始</li> </ol> <p>2. 増設、移転 次の要件をすべて満たすこと</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 用地取得面積 1,000 m<sup>2</sup>以上又は建築(取得)面積 330 m<sup>2</sup>以上</li> <li>2) 投下固定資産総額 5,000 万円以上</li> <li>3) 用地取得を伴う場合は3年以内に操業開始</li> </ol>	<p>固定資産税額相当額を交付</p> <p>①土地取得を伴い、当該土地に新・増設、移転する場合は、土地、家屋及び償却資産に対する固定資産税相当額</p> <p>②土地取得を伴わない場合は、家屋及び償却資産に対する固定資産税額相当額</p> <p>○交付期間 5年間(操業開始の日以後最初に課税される年度を初年度とする)</p> <p>※二本松市税特別措置条例に基づく課税免除を優先適用</p>
		<p>○対象業種、指定地域とも同上</p> <p>○対象要件 新・増設、移転 次の要件をすべて満たすこと</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 用地取得面積 1,000 m<sup>2</sup>以上又は建築(取得)面積 330 m<sup>2</sup>以上</li> <li>2) 操業開始の日から 90 日以内に新規雇用者 10 人以上で1年以上雇用、ただし市内に住所を有する者が半数以上</li> </ol>	<p>雇用促進奨励金</p> <p>○交付額 10 万円/人(市内に住所を有する新規雇用者)</p> <p>※交付は1回限りとする</p>

07211

福島県

田村市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
過疎地域 < 製造業、旅館業 > 500(資本金規模5,000万円以下) 1,000(資本金規模5,000万円超1億円以下) <sup>※</sup> 2,000(資本金規模1億円超) <sup>※</sup>  < 農林水産物等販売業、情報サービス業等 > 500(資本金規模5,000万円以下) 500(資本金規模5,000万円超) <sup>※</sup>  ※新増設のみ	—	課税免除	固定資産税	3年間
促進区域新増設 製造業等 10,000 農林漁業関連業種 5,000 (地域未来投資促進法に基づく承認地域経済牽引事業者)	—	課税免除	固定資産税	3年間
特定復興産業集積区域 新増設 — (東日本大震災復興特別区域法に基づく指定事業者)	—	課税免除	固定資産税	5年間
地方活力向上地域 新増設 3,800 (中小企業者 1,900) (地域再生法に基づく地方活力向上地域特定業務施設整備計画認定事業者)	—	(移転型) 課税免除  (拡充型) 初年度 0% 第2年度 0.46% 第3年度 0.93%	固定資産税	3年間
市内全域 中小企業者等 (中小企業等経営強化法に基づく先端設備等導入計画認定事業者)	—	不均一課税	固定資産税	3、4、5年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
田村市工場立地促進条例	H17.3	<p><b>【対象地域】</b></p> <p>次のいずれかに該当する地区</p> <p>①農村地域工業等導入促進法による工業等導入地区</p> <p>②工場立地法の規定による工場適地とされた地区</p> <p>③国土利用計画田村市計画による工場用地</p> <p>④その他工場適地として市長が認めた地区</p> <p><b>【対象要件】</b></p> <p>工場の新設又は増設をした事業者</p> <p>①工場用地取得又は借地面積 3,000 ㎡以上、若しくは一体性を有する土地に新設又は増設した工場の延べ床面積 500 ㎡以上</p> <p>②用地取得又は借地の日から3年以内に操業を開始すること</p>	<p>工場立地奨励金</p> <p>○工場を新設又は増設した工場に係る市が課税する固定資産税相当額</p> <p>○固定資産税を課することとなった年度から、新設は10箇年、増設は3箇年</p> <p>○田村市税特別措置条例等の優遇措置である課税免除を優先適用</p> <hr/> <p>便宜供与</p> <p>○工場用地の取得</p> <p>○労働力の確保</p> <p>○資金調達のあっせん</p>

## 〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
市内の復興産業集積区域(※)に製造業の工場・設備等を建設または購入した事業所		課税免除	固定資産税 (土地・建物 ・償却資産)	5年
(※)国の認定を受けた市内 128 か所の区域		特別償却 又は 税額控除	法人税 又は 所得税	

## 〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
南相馬市企業立地促進条例	H18.4.1	〈対象事業所〉 工場、研究・試験又は開発施設、流通関連施設、環境関連施設の設置 〈交付要件〉 ①市内に立地すること ②敷地面積 9,000 m <sup>2</sup> 以上(中小企業 1,000 m <sup>2</sup> )以上の用地取得又は建築面積 3,000 m <sup>2</sup> (中小企業 500 m <sup>2</sup> ※1)以上の工場等を建築又は取得し、又は設備を取得し、当該用地を取得又は当該工場等の建築完了若しくは取得した日から3年以内に操業開始すること。 ③投下固定資産総額が1億円(中小企業 3,000 万円※2)以上 ④操業開始から1年以内に3人以上の雇用、半数以上が市内に住所を有すること	企業立地助成金 ①新たな常時雇用者数3人以上 10 人以下 ・投下固定資産総額の 20/100 以内 ・限度額 3,000 万円 ②新たな常時雇用者数 11 人以上 30 人以下 ・投下固定資産総額の 25/100 以内 ・限度額 5,000 万円 ③新たな常時雇用者数 31 人以上 50 人以下 ・投下固定資産総額の 30/100 以内 ・限度額 1億円 ④新たな常時雇用者数 51 人以上 100 人以下 ・投下固定資産総額の 35/100 以内 ・限度額 1億 5,000 万円 ⑤新たな常時雇用者数 101 人以上 ・投下固定資産総額の 40/100 以内 ・限度額 2億円
			企業立地奨励金 ・固定資産税(償却資産を除く)相当額を3年間助成
			雇用奨励助成金 ・交付要件を満たしている事業者及び交付要件のうち①及び④を満たしている事業者 ・新たな常時雇用者1人につき 20 万円

			<ul style="list-style-type: none"> <li>・限度額 1,000 万円</li> </ul>
			<ul style="list-style-type: none"> <li>緑地整備事業助成金</li> <li>・敷地面積の 20/100 を超える部分の緑地面積に係る整備費の 50/100 以内</li> </ul>
			<ul style="list-style-type: none"> <li>企業立地融資</li> <li>・事業者への融資が円滑に行われるよう融資に係る原資を市が金融機関に預託</li> </ul>
			<ul style="list-style-type: none"> <li>企業立地融資信用保証料助成金</li> <li>・企業立地融資によって融資を受けた者で福島県信用保証協会に納付した信用保証料相当額</li> </ul>
地域総合整備資金貸付要綱	H18.1.1	<ul style="list-style-type: none"> <li>①公益性、事業採算性、低収益性等の観点から実施されるもの</li> <li>②事業地域内において5人以上の新たな雇用の確保が見込まれるもの</li> <li>③対象となる費用の総額が2,500万円以上のもの</li> <li>④5年以内に事業の営業開始が行われるもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>融資</li> <li>・貸付対象事業に係る借入総額(用地取得費は設備取得費用の1/3を限度に算入)の20%を限度とする</li> <li>・限度額 6億円(年度を超えて複数の施設を整備する場合 9億円)</li> <li>・貸付利率 無利子</li> <li>・貸付期間 4年以内</li> <li>・償還期間 15年以内 (据置期間 3年以内)</li> <li>・償還方法 元金均等半年賦償還</li> </ul>

07213

福島県

伊達市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
<b>【過疎地域】</b> 製造業・旅館業 資本金 5千万円以下 500 5千万超1億円以下 1,000(※) 1億円超 2,000(※) 農林水産物等販売業・情報サービス業等 資本金 5千万円以下 500 5千万円超 500(※) ※新增設のみ	—	課税免除	固定資産税	3年間
<b>【工業専用地域又は工業地域】</b> (伊達市工場等誘致条例第9条における指定を受けた事業者) 新增設 製造、加工、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業及び卸売業 3,000	常時雇用 15人以上			
<b>【地域経済牽引事業促進区域】</b> (地域未来投資促進法に基づく承認地域経済牽引事業者) 新增設 製造業等 10,000 農林漁業関連業種 5,000	—			

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
伊達市雇用促進奨励金	H26.5	新設又は増設 ○増設の場合は生産性向上の設備投資額 1億円以上(中小企業は2,000万円以上) ○伊達市民を新規で正規雇用1年以上	補助金 ○伊達市民の新規雇用者1名あたり年額50万円を3年間交付 ※限度額 1社あたり1,000万円/年  詳しくはこちら <a href="#">《伊達市雇用促進奨励金のご案内》</a>

07214

福島県

本宮市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
本宮市工場等 立地促進条例 および施行規 則	H13.4	(新設) ○取得しようとする土地の面積が 3,000 m <sup>2</sup> 以上であること ○投下固定資産総額が2億円以上であること ○新規雇用者が5人以上であること ○用地取得後2年以内に工場等の操業を開始すること	工場設置奨励金 1. 交付時期 工場等設置後、市が最初に固定資産税を賦課した年度から3年間 2. 奨励金の額 各年度ごとにその固定資産税相当額に次の割合を乗じて得た金額を奨励金として交付する 1年目 固定資産税相当額の 100/100 2年目 固定資産税相当額の 80/100 3年目 固定資産税相当額の60/100
		(増設) ○取得しようとする土地の面積が 3,000 m <sup>2</sup> 以上であること ○投下固定資産総額が2億円以上であること ○新規雇用者が3人以上であること ○用地取得後2年以内に工場等の操業を開始すること ○増設した工場等が操業を開始した後も既存の工場等を3年以上操業すること	工場設置奨励金 1. 交付時期 工場増設完了後、市が最初に固定資産税を賦課した年度から3年間 2. 奨励金の額 各年度ごとに増設部分に係る固定資産税相当額に次の割合を乗じて得た金額を奨励金として交付する 1年目 固定資産税相当額の 100/100 2年目 固定資産税相当額の 80/100 3年目 固定資産税相当額の 60/100
		(移転) ○取得しようとする土地の面積が 3,000 m <sup>2</sup> 以上であること ○事業規模を維持または拡大する移転であること	工場設置奨励金 1. 交付時期 工場移転後、市が最初に固定資産税を賦課した年度から3年間 2. 奨励金の額 各年度ごとに移転部分に係る固定資産税相当額に次の割合を乗じて得た金額を奨励金として交付する 1年目 固定資産税相当額の 100/100 2年目 固定資産税相当額の 80/100 3年目 固定資産税相当額の 60/100

<p>本宮市工場等 立地促進条例 および施工規 則</p>	<p>H23.6</p>	<p>工業団地へ新設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○取得しようとする土地の面積が 1,000 m<sup>2</sup>以上であること</li> <li>○新規雇用者が5名以上であること</li> <li>○造成工事完了後2年以内に操業を開始すること</li> </ul>	<p>助成金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○市内の施工業者が施工した造成工事に要した費用の50%以内の額(道水路等の公共施設の整備に要した費用)を操業開始から年2,000万円を限度に交付</li> </ul>
---	--------------	---	---

07301

福島県

桑折町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新增設 農林漁業関連業種 5,000 上記以外 10,000 (地域未来投資促進法に基づく地域経済 牽引事業計画承認事業者)	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
桑折町地域総合整備資金貸付要綱	H14.4	①公益性・事業採算性・低収益性等の観点から実施される事業 ②新規雇用5人以上 ③事業貸付対象費用額 総額 2,500 万円以上 ④用地取得等契約後5年以内に事業の営業が開始される事業	融資 ○対象 ・設備の取得等に係る費用 ・試験研究開発費用等当該設備の取得等に伴い必要となる付随費用 ○期間 15 年以内 (うち据置5年以内) ○金利 無利子 ○貸付額 事業貸付対象費用総額の 20%以内 ○限度額 6億円

07303

福島県

国見町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間															
投下固定資本額(万円以上)	従業員 (人以上)																		
土地・家屋・構築物 農林漁業関連業種 5,000 農林漁業関連業種以外の業種 10,000 (地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画承認事業者)	—	課税免除	固定資産税	3年間															
過疎地域 新增設、建物設備の改修、設備更新等※資本金 5,000 万を超える法人の場合は新增設のみ 業種、資本金により異なる <table border="1" data-bbox="156 1025 619 1218"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象業種</th> <th colspan="3">資本金</th> </tr> <tr> <th>5,000 万円以下</th> <th>5,000 万円超 1 億円以下</th> <th>1 億円超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製造業・旅館業</td> <td></td> <td>1000 万円</td> <td>2000 万円</td> </tr> <tr> <td>農林水産物等販売業・情報サービス業等</td> <td>500 万円</td> <td colspan="2">500 万円</td> </tr> </tbody> </table>	対象業種	資本金			5,000 万円以下	5,000 万円超 1 億円以下	1 億円超	製造業・旅館業		1000 万円	2000 万円	農林水産物等販売業・情報サービス業等	500 万円	500 万円		—	課税免除	固定資産税	3年間
対象業種		資本金																	
	5,000 万円以下	5,000 万円超 1 億円以下	1 億円超																
製造業・旅館業		1000 万円	2000 万円																
農林水産物等販売業・情報サービス業等	500 万円	500 万円																	

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
国見町工場等設置奨励条例	S63. 9	①工場新增設のための資産投下額 3,000 万円超 ②常時雇用 10 人以上	奨励金 ○固定資産税額以内(3年間)

07308

福島県

川俣町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
過疎地域 新增設 製造業・旅館業 資本金規模 5000 万円以下の場合(個人を含む):500 資本金規模 5000 万円超 1 億円以下: 1000 資本金規模 1 億円超:2000 農林水産物棟販売業・サービス業等 資本金規模 5000 万円以下の場合(個人を含む):500 資本金規模 5000 万円超 1 億円以下: 500 資本金規模 1 億円超:500	—	課税免除	固定資産税	3年間
復興産業集積区域 新增設 (東日本大震災復興特別区域法に基づく 指定事業者)		課税免除	固定資産税	5年間

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01115d/zeimu173.html>

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
産業再生・復興に係る企業立地支援補助金等	H27.5.18	町内に工場等を新設・増設する事業者に対し、初期投資費用の補助、雇用支援助成金の支給を行う。  初期投資総額 5,000 万円以上、地元新規雇用3人以上、工場等立地計画に定める事業を5年以内に完了  初期投資支援補助金及び雇用支援助成金は最大で総額 3,000 万円まで	初期投資支援補助金 ○対象経費 機械設備等の設置に要する初期投資総額(土地造成費を含む) ○補助率 3分の1以内(地元新規雇用者数に応じて交付額も増額)  雇用支援助成金 ○交付要件(すべて満たすこと) ・工場等立地計画に基づき雇用されていること ・新設または増設する工場等において勤務することを前提に雇用されていること ・雇用開始の日から起算して1年以上

			継続して雇用されていること ・雇用開始の日から起算して1年以上 継続して町内に住所を有していること ○交付金額 1人あたり20万円(最大5年間)
--	--	--	--

07322

福島県

大玉村

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額	従業員			
中小企業者 製造業等 3億円以下(地域 未来投資促進法に基づく地域経済牽引事 業計画承認事業者) 詳しくはこちら(大玉村行政情報 <a href="https://www.vill.otama.fukushima.jp/reiki_in&lt;br/&gt;t/reiki_honbun/c522RG00000142.html#joub&lt;br/&gt;un-toc-span">https://www.vill.otama.fukushima.jp/reiki_in t/reiki_honbun/c522RG00000142.html#joub un-toc-span</a> )	300人以下	課税免除	固定資産税	3年間

07342

福島県

鏡石町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新增設製造業等 20,000 農林水産関連業種 5,000 (地域未来投資促進法に基づく地域経済 牽引事業計画承認事業者)	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
鏡石町企業誘致条例	H19.3改正	(新設) ①町施工の工業団地内 ②投下固定資本総額が1億円以上 ③操業開始に伴い5名以上の雇用	操業奨励金 ○操業開始の翌年度から3年間交付 ○固定資産税納付額に対し 初年度 70/100 2年度 50/100 3年度 30/100
		(増改築) ①投下固定資本総額が1億円以上 ②操業開始に伴い5名以上の雇用	操業奨励金 ○操業開始の翌年度から3年間交付 ○固定資産税納付額に対し 初年度 35/100 2年度 25/100 3年度 15/100
		①敷地面積 3,000 m <sup>2</sup> 以上又は、建築面積 1,000 m <sup>2</sup> 以上 ②操業開始に伴い5名以上の雇用者がいること	雇用奨励金 ○常時雇用する従業員5人を超える従業員1人につき5万円、ただし、1事業者について 200 万円限度(1回限り)
		①敷地面積 1,000 m <sup>2</sup> 以上 ②事業規模を維持又は拡大する移転であること	移転奨励金 ○操業開始年度の翌年度に限り固定資産税納付額に対し 50/100 を交付する ただし、操業奨励金と重複する場合は2つの奨励金の合計割合を 100/100 とする

07344

福島県

天栄村

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額（万円以上）	従業員（人以上）			
土地・家屋・構築物 農林漁業関連業種 5,000 農林漁業関連業種以外の業種 10,000 （地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画承認事業者）	—	課税免除	固定資産税	3年間
<b>【機械・装置、建物・附属設備、土地の新增設、製作、改修等に係る取得】</b> ○製造業・旅館業（資本金 5,000 以下） 500 以上 ○農林水産物等販売業・情報サービス業等（資本金 5,000 以下） 500 以上 <b>【機械・装置、建物・附属設備、土地の新增設に係る取得】</b> ○製造業・旅館業（資本金 5,000 超10,000 以下） 1,000 以上 ○製造業・旅館業（資本金 10,000 超） 2,000 以上 ○農林水産物等販売業・情報サービス業等（資本金 5,000 超10,000 以下） 500 以上 ○農林水産物等販売業・情報サービス業等（資本金10,000 超） 500 以上 （過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく過疎地域のうち過疎地域持続的発展計画における産業振興促進区域内で設備等を取得した事業者）	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
天栄村企業誘致促進条例	H15.2	工場建設等に係る投下固定資本総額が7,000万円以上、かつ操業開始時に村内に住所を所有している雇用者が5人以上で引き続き1年以上継続して雇用していること	企業立地奨励金 ○操業開始年度の翌年度より3年間固定資産税の納付額に対し、次のように交付する 初年度 80/100 2年度 60/100

			3年度 40/100
		工場の敷地面積 3,000 m <sup>2</sup> 以上、若しくは建築面積 1,000 m <sup>2</sup> 以上のいずれかに該当し、かつ操業開始時に村内に住所を有している雇用者が5人以上で引き続き1年以上継続して雇用していること	雇用促進奨励金 ○村内に住所を有している従業員1人につき 20 万円を乗じた額で、1,000 万円までを限度額として交付する

07362

福島県

下郷町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員 (人以上)			
新增設 製造業等 10,000 農林漁業関連業種 5,000 (地域未来投資促進法に基づく地域経済 牽引事業計画承認事業者)	—	課税免除	固定資産税	3年間
過疎地域 新增設等 資本金 5,000 万円以下 500 資本金 5,000 万円超 1 億円以下 1,000 資本金 1 億円超 2,000 ※上記に関わらず 農林水産物等販売業、情報サービス業等 500	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
下郷町企業立地促進条例	H24.6	町内に工場等を新設、移設、増設等をする者 ○対象となる業種 日本標準産業分類に掲げる大分類Eの製造業及び町長が特に認める事業を営むもので、指定事業者の指定を町から受けたもの ○指定基準 ・新設 1. 投下固定資産総額が 5,000 万円以上 2. 事業用地面積が 2,000 m <sup>2</sup> 以上 3. 雇用者を 20 名以上新たに雇用(中小企業者は5名以上) ・移設 1. 投下固定資産総額が 5,000 万円以上	・事業所用地の斡旋 ・用地取得助成金 (用地取得後2年以内に操業を開始、引き続き操業し事業の用に供する建物を建築) 事業の用に供する建物の建築面積分の用地取得額に 10 分の 3 を乗じて得た額(上限 2,500 万円) ・操業奨励金 (投下固定資産総額が 5,000 万円以上、増設等 2,000 万円以上であり操業が開始され引き続き操業していること。) 新設、移設、増設等された土地、建物、機械設備などの固定資産税相当額。ただし下郷町税特別措置条例等

		<p>2. 事業用地面積が 2,000 m<sup>2</sup>以上</p> <p>3. 雇用者数が移設前の雇用者数以上</p> <p>・増設等</p> <p>1. 投下固定資産総額が 2,000 万円 以上</p> <p>2. 雇用者を 10 名以上増員 (中小企業者は 5 名以上)</p>	<p>の規定により減免を受けた場合はその金額を控除した残額について適用。</p> <p>適用期間は、操業開始の課税年度から3箇年</p> <hr/> <p>・雇用促進奨励金 (操業開始日以後1年以内に雇用者を新たに雇用し引き続き1年以上勤務している者)</p> <p>本町に住所を有する従業員については1人につき20万円。</p> <p>本町以外に住所を有する従業員については1人につき5万円</p> <p>適用期間は、雇用された日から3箇年(上限は1指定事業所につき500万円)</p>
--	--	--	--

07367

福島県

只見町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
過疎地域 新規設	2,700	課税免除	固定資産税	初年度から 3箇年度
新規設 製造業等	20,000			
農林漁業関連業種 (地域未来投資促進法に基づく地域経済 牽引事業計画承認事業者)	5,000			

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
只見町企業誘致及 び立地促進条例	H25.7.1	① 投下固定資産総額が 3,000 万円超	奨励金 ○企業立地奨励金 操業開始後において新たに固定資産税が課税される年度から5年間、固定資産税相当額を交付 ○地域雇用創出奨励金 操業を開始した年度に限り、町内在住者の1人につき 30 万円を交付。ただし 1,000 万円を上限 ○事業用地取得奨励金 操業を開始した年度に限り、対象施設用地に係る不動産取得税相当額を交付 ○事業用地造成奨励金 操業を開始した年度に限り、対象施設用地造成費の 30%を交付 ただし 3,000 万円を上限 ○雪対策奨励金 工場敷地内の除雪対象経費の 2/3 を交付 ただし年間 300 万円を上限
		② 操業開始時に5人以上の町内在住者を雇用 ③ 土地を新たに取得又は賃貸借契約締結後5年以内に事業活動を開始	
		① 対象施設が、再生可能エネルギー発電所施設に該当するものであること ② 投下固定資産額が、3,000 万円以上	○再生可能エネルギー発電所立地奨励金 操業開始後において新たに固定資産税が課税される年度から3年間、固定資産税相当額を交付

		であること	総額は 3,000 万円を上限
			便宜供与 <input type="checkbox"/> 工場関連用地のあつせん <input type="checkbox"/> 労務者の確保協力 <input type="checkbox"/> 冬期交通の確保協力

07368

福島県

南会津町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
過疎地域 新增設等 資本金5,000万円以下 500 資本金5,000万円超1億円以下 1,000 資本金1億円超 2,000 ※上記に関わらず 農林水産物等販売業、情報サービス業等 500	—	課税免除	固定資産税	3年間
新增設 製造業等 10,000 農林漁業関連業種 5,000 (地域未来投資促進法に基づく地域経済 牽引事業計画承認事業者)				

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
南会津町地域総合整備資金貸付要綱	H18.3	①公益性、事業採算性、低収益性等の観点から実施される事業 ②事業の営業開始に伴い、事業地域内において5人以上の新たな雇用の確保が見込まれる事業 ③事業の貸付対象費用の総額(用地取得費を除く)が2,500万円以上の事業 ④用地取得等の契約後5年以内に営業が開始される事業	融資 ○貸付額 貸付対象事業に係る借入総額(ただし、用地取得費は設備の取得に係る費用の1/3を限度)の25%を限度とし、予算の範囲内による。 おおむね500万円以上、8億円を限度とする。 年度を越えて実施される場合の貸付額は、12億円を限度とする。 ○貸付利率 無利子 ○貸付対象期間 4年以内 ○償還期間等 15年(5年以内の据置期間を含む)以内とする

			○償還方法等 元金均等半年賦償還
南会津町企業立地促進奨励金交付要綱	H24.1	○企業立地奨励金 製造業・新設 次の各号に掲げる要件のいずれにも該当すること。 (1)投下固定資産総額 2,700 万円以上 (2)新規常勤従業員 10 人以上(うち町民雇用3分の2以上)	○当該年度の固定資産税の 1/2 相当額 (1)南会津町税特別措置条例適用の場合は、適用終了以降、5年間延長し助成する。 (2)南会津町税特別措置条例及び南会津町復興産業集積区域における町税の特例に関する条例非適用の場合は、5年間助成する。 (3)南会津町復興産業集積区域における町税の特例に関する条例適用の場合は、適用終了以降2年間延長し助成する。 (4)南会津町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例適用の場合は、適用終了後、5年間延長し助成する。 ○土地及び建物を賃借した場合も含む。ただし、奨励金は、助成対象となる事業者負担分を助成要件とする。
		製造業以外・新設 次の各号に掲げる要件のいずれにも該当すること。 (1)投下固定資産総額 2,000 万円以上 (2)新規常勤従業員5人以上(うち町民雇用3分の2以上)	
		○賃貸借奨励金 同上	土地及び建物に対する賃貸借料の2分の1に相当する額を3年間助成する。ただし、奨励金に 1,000 円未満の端数がある場合は切り捨て、単年度限度額は 100 万円とする。
		○雇用奨励金 同上	操業開始日から1年間、又は操業開始日の属する年度のいずれかの期間において、新規常勤従業員(町民に限る。)で1年以上雇用した場合は、1年を超えない期間(12月)を雇用人数に5万円を乗じ助成し、限度額は 300 万円とする。(5人を限度とする。)
		○賃貸借奨励金 新設 ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット附随サービス業に限る。 次の各号に掲げる要件のいずれにも該当すること。 (1)新規常勤従業員3人以上	土地及び建物に対する賃貸借料の3分の1に相当する額を3年間助成する。ただし、奨励金に 1,000 円未満の端数がある場合は切り捨て、単年度限度額は 100 万円とする。

		<p>(うち町民雇用3分の2以上)</p> <p>(2)土地及び建物に対する賃貸借契約を締結していること。</p> <p>(1)の要件が満たされた時点で奨励金の開始時期とし、事業開始後1年以内を限度とする。</p>	
		<p>○雇用奨励金 新設</p> <p>ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット附随サービス業に限る。</p> <p>次の各号に掲げる要件のいずれにも該当すること。</p> <p>(1)新規常勤従業員3人以上 (うち町民雇用3分の2以上)</p> <p>(2)新規常勤従業員は、1年以上雇用すること。</p> <p>(1)の要件が満たされた時点で奨励金の開始時期とし、事業開始後1年以内の新規常勤従業員を対象とする。</p>	<p>操業開始日から1年間、又は操業開始日の属する年度のいずれかの期間において、新規常勤従業員(町民に限る。)で1年以上雇用した場合は、1年を超えない期間(12月)を雇員人数に5万円を乗じ助成し、限度額は300万円とする。(5人を限度とする。)</p>
南会津町地域活力創生事業補助金	H28.4	<p>次の各号すべてに該当する者であること。</p> <p>(1)すでに町内で製造業等を営む中小規模企業であること又は新規創業企業であること。</p> <p>(2)町内に住所を有する法人又は個人であること。(操業場所が町内で本社等が町外である場合を含む。)</p> <p>(3)2人以上(新規創業企業の場合は3人以上)の雇用者を有すること。</p> <p>(4)南会津町商工会の会員であること。</p> <p>(5)町税を滞納していないこと。</p>	<p>補助対象経費</p> <p>(①生産機械・装置費)</p> <p>生産力の増加が図られる機械装置(機械・装置、工具・器具、測定工具・検査工具、電子計算機、専用ソフトウェア等)の購入及びその据え付け並びに修繕に要する経費。</p> <p>(②その他の設備費)</p> <p>生産力の増加を図ることを目的とした建物附属設備とその取り付け及び修繕に要する経費。</p> <p>(補助金の額)</p> <p>(1) 中小規模企業 補助対象経費の2分の1以内とし、100万円を上限額とする。ただし、令和2年度以前に当該補助金の交付を受けた町小規模企業は、200万円を上限額とする。</p> <p>(2) 新規創業企業 補助対象経費の2分の1以内とし、300万円を上限額とする。</p>

07402

福島県

北塩原村

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額 (万円以上)	従業員(人以上)			
過疎地域 新增設 製造業、旅館業 500 資本金5,000万円超1億円 以下 1,000 資本金1億円超 2,000 情報サービス業等、 農林水産物等販売業 500	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
用地取得助成金	H24.9.1	次の要件をいずれも満たす場合 ①村と企業立地協定を締結した立地企業等であること。 ②投下固定資産額が新設 2,000 万円以上、増設・移設 3,000 万円以上であること。 ③新設の場合は村内に住所を有する者を常時3名以上雇用、増設・移設の場合は新たに1名以上常時雇用すること。	(助成率) 新設 1/2 増設・移設 1/3 (助成限度額) 1企業当たり 2,000 万円 (対象経費) 立地企業が用地を取得し造成した用地取得費及び造成費
		次の要件のいずれかを満たす場合 ①村と企業立地協定を締結した立地企業であること。 ②投下固定資産額が 10 億円以上であること。 ③操業開始時の新規地元常時雇用人数 (新設、増設に伴い期間を定めずに雇用され、県内に住所を有する者。) 10 人以上	新設 10/10 増設・移設 5/10 (限度額) 工場建築面積の5倍以内の面積の土地を取得するための、用地取得費及び造成費 (緑地等として利用する土地を除く) (対象経費) 立地企業が用地を取得し造成した用地取得費及び造成費 (上限額) 1億円
雇用促進助成金	H24.9.1	次の要件をいずれも満たす場合 ① 村と企業立地協定又は村が策定した	村内に住所を有する者を1年以上常時雇用した場合、1名につき毎年 20 万円を毎

		<p>個別計画に基づく協定を締結した立地企業等であること。</p> <p>② 投下固定資産額と雇用人数が、用地取得助成金の助成の要件を満たすこと。</p>	<p>年交付する。</p> <p>交付期間は、企業立地協定締結から5年を経過する日までとする。</p> <p>交付限度額を1企業当たり 500 万円とする。</p>
環境整備事業 助成	H24.9.1	雇用促進助成金の助成の要件に同じ	<p>進入道路等の新設・改良</p> <p>上下水道給排水施設整備</p> <p>上水道加入金免除</p> <p>下水道分担金の免除</p>

07405

福島県

西会津町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
過疎地域 新増設 2,700	—	課税免除	固定資産税	3年間
新増設 製造業等 20,000 農林漁業関連業種 5,000 (地域未来投資促進法に基づく地域経 済牽引事業計画承認事業者)				

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
西会津町工場誘致 条例	S46.3	町の区域内に次の各号に掲げるものに該当 する工場を新設又は増設しようとする者 ①投下予定の固定資産総額 新設 5,000 万円以上 増設 2,000 万円以上 ②常時雇用従業者 新設 20 人以上 増設 10人以上	便宜供与 ①工場用地等のあつせん ②工場従業者の紹介 ③道路等を新設又は改良 ④道路の除雪等を行い積雪時の交通 の確保 ⑤給水及び排水施設を新設又は改良 ⑥金融のあつせん

07407

福島県

磐梯町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
過疎地域 製造業等	—	課税免除	固定資産税	3年間
資本金5,000万円以下 500 資本金5,000万円～1億円以下※ 1,000 資本金1億円超※ 2,000 農林漁業関連業種※ 500 ※資本金5,000万以上は新增設に限る				
新增設 製造業等 20,000 農林漁業関連業種 5,000 (地域未来投資促進法に基づく地域経済 牽引事業計画承認事業者)				

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
磐梯町工場誘致条例	S60.3	町の区域内に次の各号に掲げるものに該当する工場を新設し、又は増設しようとする者 ①投下予定の固定資産税総額 新設 2,000 万円以上 増設 1,000 万円以上 ②常時雇用従業員 10 人以上	便宜供与 ○工場用地のあつせん ○道路等の新設、又は改良 ○上水道施設の整備 ○制度資金のあつせん

07408

福島県

猪苗代町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

要綱名	制定年月	対象者の要件	内 容
猪苗代町工場棟立 地促進条例	H19.3.28	<b>【工場等立地助成金】</b> 次の各号に掲げる要件のいずれにも該当すること。 1. 投下固定資本総額が 4,000 万円以上であること。 2. 常時雇用する従業員数が 10 人以上であり、かつ、当該雇用人数の 2/3 以上の者が町内に住所を有すること。	1. 助成金の額 固定資産税納付年額に 25/100 を乗じて得た相当額(1,000 円未満切捨て) 2. 助成期間 町が最初に固定資産税を賦課した年度から 10 年間
		<b>【用地取得助成金】</b> 工場等立地助成金の助成の要件に同じ。	1. 助成金の額 町が評価した価格又は取得額のいずれか低い額に 50/100 を乗じて得た額(1,000 円未満切捨て) 2. 限度額 5,000 万円
		<b>【雇用促進助成金】</b> 工場等立地助成金の助成の要件に同じ。	1. 工場等の設置をした事業者が、操業開始日から 30 日を経過した日において既に雇用していた者(町内に住所を有する者に限る。)を引き続き1年以上雇用している場合において、当該被雇用人1人につき 50,000 円(1回限り) 2. 限度額 1,000 万円
		<b>【下水道事業助成金】</b> 工場等立地助成金の助成の要件に同じ。	1. 助成金の額 工場の新設又は既設工場の拡大を行うために支払った下水道受益者負担金相当額に 50/100 以内を乗じて得た額(1,000 円未満切捨て) 2. 助成期間

			分割納付開始の年度から5年間
		<b>【水道加入金当免除】</b> 工場等立地助成金の助成の要件に同じ。	猪苗代町水道事業条例(平成10年猪苗代町条例第14号)第34条の規定による水道加入金及び開発負担金の全額免除
猪苗代町空き工場活用促進事業補助金交付要綱	H27.9.1	<b>【補助の対象となる方】</b> 次の条件を全て満たす中小企業者。 <ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業に必要な許可を取得し、又は取得見込みであること。</li> <li>2 空き工場(※1)取得後、又は賃貸借契約後6か月以内に操業を開始し、5年以上操業すること。</li> <li>3 投下固定資本総額(※2)が300万円以上であること。</li> <li>4 常時雇用する従業員数が5人以上であり、かつ、当該従業員数の2分の1以上の方が町内に住所を有すること。</li> <li>5 この要綱に規定による補助金を過去に受け取っていないこと。</li> <li>6 本町及び従前の居住地において、市町村税に滞納がないこと。</li> </ol> ※1 空き工場:猪苗代町のホームページに企業立地紹介物件として情報を掲載している建物 ※2 投下固定資本総額:空き工場の操業を開始するため建物の改修に要する経費	<b>【補助額】</b> 1 投下固定資本総額 × 1/2 = 補助金 ※上限200万円 2 1,000円未満の端数は切り捨て。

07421

福島県

会津坂下町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
過疎地域 新増設	2,700	課税免除	固定資産税	3年間
新増設 製造業等 農林漁業関連業種 (地域未来投資促進法に基づく地域経 済牽引事業計画承認事業者)	20,000 5,000			

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
会津坂下町企業誘 致条例	H19.12 R6.7改正	○対象業種 製造業、情報通信業、サービス業、運輸 業、宿泊業、その他	
		<b>【新設】</b> 次の各号に掲げる要件のいずれにも該当 すること(空き工場も含む) 1. 製造業 ①延床面積 250 m <sup>2</sup> 以上 ②投下固定資産総額が 1,000 万円以上又 は新規常時雇用従業員数 3 人以上 2. 情報通信業・サービス業 ①延床面積 200 m <sup>2</sup> 以上 ②投下固定資産総額が 500 万円以上又は 新規常時雇用従業員数 3 人以上 3. 運輸業 ①延床面積 100 m <sup>2</sup> 以上又は駐車場面積 1,000 m <sup>2</sup> 以上 ②投下固定資産総額が 500 万円以上又は 新規常時雇用従業員数 3 人以上	工場立地奨励金 ○固定資産税納付年額(土地、建物、償 却資産)相当額とし、賃貸借契約分は除 く ※5年間交付 ○支払時期 固定資産税を納付した最初の年度から5 年間交付

		<p>4. 宿泊業</p> <p>①面積要件無し</p> <p>②新規常時雇用従業員数 3 人以上</p> <p>5. その他</p> <p>町長が認めるもの</p> <p><b>【増設】</b></p> <p>次の各号に掲げる要件のいずれにも該当すること</p> <p>1. 製造業</p> <p>①延床面積 150 m<sup>2</sup>以上</p> <p>②投下固定資産総額が 500 万円以上又は新規常時雇用従業員数 1 人以上</p> <p>2. 情報通信業・サービス業</p> <p>①延床面積 100 m<sup>2</sup>以上</p> <p>②投下固定資産総額が 250 万円以上又は新規常時雇用従業員数 1 人以上</p> <p>3. 運輸業</p> <p>①延床面積 50 m<sup>2</sup>以上又は駐車場面積 500 m<sup>2</sup>以上</p> <p>②投下固定資産総額が 250 万円以上又は新規常時雇用従業員数 1 人以上</p> <p>4. 宿泊業</p> <p>①面積要件無し</p> <p>②新規常時雇用従業員数 1 人以上</p> <p>5. その他</p> <p>町長が認めるもの</p> <p><b>【移転】</b></p> <p>次の各号に掲げる要件のいずれにも該当すること</p> <p>①移転前と比較し延床面積を縮小しないもの。ただし、延床面積が新設の場合の面積要件以上のもの。</p> <p>① 常時雇用従業員数が移転前以上であること。</p>	
		<p><b>【新設】</b></p> <p>従業員用住宅の用地として 500 m<sup>2</sup>以上を取得し、3年以内に従業員用住宅を新築又は工事に着手した場合</p>	<p>住宅取得奨励金</p> <p>①中心市街地に用地を取得した場合 住宅用地にかかる土地及び家屋の不動産取得税相当額(1回限り交付)</p> <p>②中心市街地外を取得した場合 住宅用地にかかる土地及び家屋の不動産</p>

			<p>産取得税に 1/2 を乗じて得た相当額(1回限り交付)</p> <p>○支払時期 当該土地に従業員用住宅完成後</p>
		<p><b>【新設】</b> 工場立地奨励金の新設奨励金の要件に同じ</p> <p><b>【増設】</b> 工場立地奨励金の増設奨励金の要件に同じ</p> <p><b>【移転】</b> 工場立地奨励金の移転奨励金の要件に同じ</p>	<p>雇用促進奨励金</p> <p>①工場の新設・増設・移転をした事業者が、操業開始日から新規の常時雇用従業員で、かつ町内に住所を有する者を引き続き1年以上雇用している場合、当該雇用者1人につき 10 万円(1回限り)を乗じて得た額</p> <p>※限度額 なし</p> <p>②工場の新設・増設・移転をした事業者が、操業開始日より1年以内に町外から町内に住所を移転した常時雇用従業員(本社からの出向した正社員を含む)で、引き続き2年以上雇用している場合、当該雇用者1人につき 10 万円(1回限り)を乗じて得た額</p> <p>※限度額 なし</p> <p>○支払時期 指定雇用年の翌年</p>

07422

福島県

湯川村

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額 (万円以上)	従業員(人以上)			
過疎地域 新增設	2,700	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
湯川村地域総合整備資金貸付要綱	H6.7	①公益性、事業採算性、低収益性等の観点から実施される事業 ②営業の開始に伴い事業地域内において5人以上の新たな雇用の確保が見込まれる事業 ③設備投資総額(用地取得費を除く)が1億円以上の事業 ④用地取得等の契約後3年以内に営業が開始される事業 ⑤株式会社、有限会社、民法第34条の規定により設立された法人、その他法人	融資 ○貸付利率 無利子 ○貸付額 ①借入総額の25% 2,000万円～7億5,000万円 ただし用地取得費は設備投資総額の1/3を限度として算入 ②年度を超える場合の貸付限度額 11億2,000万円 ○償還期間 15年以内 (3年以内の措置期間を含む)

07423

福島県

柳津町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額（万円以上）	従業員（人以上）			
過疎地域 新増設 5,000 (令和6年3月31日までに取得等した もの)	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
柳津町企業立地促進事業補助金交付要綱	H30.4	次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。 (1) 町内で新たに2,000㎡以上の工場等用地を取得し工場等を開設するもの。 (2) 工場等の投下固定資産額が5,000万円以上であること。 (3) 雇用者が5人以上であること。内、2人以上町内に住所を有し居住している者を雇用すること。 (4) 工場等の建設及び事業の実施にあたり、公害を発生するおそれのないもの又は公害発生の防止に必要な措置を講じており、公害防止に関する法令、その他関係法令に違反しないこと。	【用地取得補助金】 土地の取得価格に2分の1を乗じた額（千円未満切り捨て）（上限500万円）。 【施設整備補助金】 施設等の整備に要した経費に2分の1を乗じて得た額（千円未満切り捨て）（上限250万円） 【操業奨励補助金】 施設等の投下固定資産額に2分の1を乗じて得た額（千円未満切り捨て）（上限250万円） 適用期間は操業開始の課税年度から3箇年間

07444

福島県

三島町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額 (万円以上)	従業員 (人以上)			
過疎地域 製造業・旅館業	—	課税免除	固定資産税	3年間
資本金 5千万円以下	500			
5千万超1億円以下	1,000(※)			
1億円超	2,000(※)			
農林水産物等販売業・情報サービス業等				
資本金 5千万円以下	500			
5千万円超	500(※)			
※新増設のみ				

07445

福島県

金山町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額 (万円以上)	従業員(人以上)			
過疎地域 新增設	2,700	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
金山町工場誘致条例	S54.3	1. 町の区域内に次のいずれかに該当する工場を新設し、又は増設しようとする者のうち適当と認めるもので町長の指定した者 ①工場の新設又は増設のための投下予定の減価償却資産の取得価格の合計額が1,000万円以上であるもの ②新設し、又は増設しようとする工場において、常時雇用しようとする従業員の数が20人以上であるもの	助成金 ○限度額・当該工場の新設又は増設部分の償却資産に係る固定資産税が課税されることとなる最初の年度及びこれに続く2箇年度における固定資産税の合算額の範囲内とする。200万円以内  便宜供与 ○工場用地のあつせん ○排水施設の新設・改良 ○道路橋梁の新設、改良 ○堤防、護岸施設の新設・改良 ○公園、広場、緑地、住宅等の厚生施設の整備 ○上下水道、じんかい処理場、汚物処理場等の衛生施設の整備 ○工場労働者のあつせん ○金融あつせん、借入金の利子補給 ○国、県、その他団体権限措置のあつせん ○その他必要な施設の整備、行政上の措置
		2. 前項のもののほか、町が誘致した工場 で町長が適当と認めたもの	助成金 ○限度額 200万円の範囲内  便宜供与 ○上記に同じ

07446

福島県

昭和村

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額 (万円以上)	従業員(人以上)			
過疎地域 新增設	2,700	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
昭和村企業等の貸付基金の設置及び管理に関する条例	S62.4	投下固定資産額 3,000 万円以上で次の事業を行うもの 1. 工場等の拡張のための用地購入 2. 機械の設備・工場の増改築事業 3. 環境整備など福祉増進に関する事業 4. その他企業の振興のため村長が認めるもの	融資 ○貸付金額 800 万円以内 ○貸付条件 ・期間 10 年以内 ・利子 無利子 ・償還 10 回以内の均等償還

07447

福島県

会津美里町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
過疎地域 新增設 製造業、旅館業 500 資本金5,000万円超1億円以下 1,000 資本金1億円超 2,000 情報サービス業等、 農林水産物等販売業 500	—	課税免除	固定資産税	3年間
土地取得価格の合計 10,000 農林漁業及びその関連業種 5,000 (地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画承認事業者)	—			

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
会津美里町工場設置奨励条例	H19.10	①工場の新増設のための投下固定資産額 ・新設 2,000 万円以上 ・増設 1,000 万円以上 ②新規雇用人数 5人以上	工場設置奨励金 ○工場の新増設により新たに賦課され、その年度に完納した固定資産税相当額 ○事業完了後、固定資産税が賦課された年度から3年間
			工場操業奨励金 ○新増設のための建物・設備費に1億円以上の投下固定資産額があった場合には、1,000 万円を交付する ○工業団地内での新増設に限る
			雇用促進奨励金 ○新増設により、町内に住所を有する者を新規に5人以上かつ1年以上雇用した場合、従業員1人につき月2万円を操業月から3年間交付する ○工業団地内での新増設に限る
会津美里町地域総	H17.10	地域振興に資する事業で	融資

合整備資金貸付要 綱		○1人以上の新たな雇用 ○設備投資額 1,000 万円以上 ○契約後5年以内に営業開始	○借入総額の 35%まで無利子貸付(300 万円以上 10 億 5,000 万円まで) ○償還期間は 15 年以内とする
---------------	--	---	--

07461

福島県

西郷村

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
西郷村企業立地促進条例	H20.6	1. 工場の新設、増設、移転で工場設置届出を要する ○投下固定資産総額 5,000 万円以上 ○工場の延床面積 200 m <sup>2</sup> 以上 2. 3年以内に当該土地を敷地とする家屋又は構築物の建設に着手 3. 工場立地協定の締結	企業立地奨励金 ○固定資産税相当額の範囲内 (5年間、5億円)
		企業立地奨励金の交付の決定 ○新規雇用者が、新設の場合は 10 人以上、増設及び移転の場合は、5人以上、1年以上の継続雇用がされるもの	雇用促進奨励金 ○新規雇用者で村内に住所を有するものは1人につき 10 万円、村外に住所を有するものは5万円 ○操業を開始した年の翌年に始期が属する年度を交付期間とし 1,000 万円を限度とする
		1. 企業立地奨励金の交付の決定を受けた事業者であること 2. 新設、増設又は移転に係る工場の操業を開始した日において設置した緑地の面積について、敷地面積にたいする割合が 100 分の 20 を超えるものであること。	○緑地整備奨励金 緑地の面積のうち敷地面積に対する割合の 100 分の 20 を超える部分の緑地の整備に要した費用の 100 分の 50 以内の額とし、新設、増設又は移転に係る工場の操業を開始した年の翌年に始期が属する年度を交付期間とし 1000 万円を限度とする。

07464

福島県

泉崎村

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新規設 製造業等 10,000 農林漁業関連業種 5,000 (地域未来投資促進法に基づく地域経済 牽引事業計画承認事業者)	—	課税免除	固定資産税	3年間

07465

福島県

中島村

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新增設 製造業等 20,000 農林漁業関連業種 5,000 (地域未来投資促進法に基づく地域経済 牽引事業計画承認事業者)	—	課税免除	固定資産税	3年間

07466

福島県

矢吹町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
矢吹町企業立地促進条例	H29.6	<p>(1) 会社法上の法人であること(農業法人を除く)。</p> <p>(2) 新設する事業施設等の取得又は借地する物件が次に掲げるアからイの要件に該当すること。</p> <p>ア 取得又は借地用地面積 1,000 平方メートル以上であること。</p> <p>イ 建築面積 200 平方メートル以上であること。</p> <p>(3) 増設する事業施設が建築面積 200 平方メートル以上であること。</p>	<p>企業立地奨励金</p> <p>○新設又は増設若しくは移転した工場等に係る土地(借地及び自己所有の土地の場合は除く。)及び家屋並びに償却資産に対する固定資産税相当額全額(課税の免除をうけることができる場合は当該課税の免除を受けた額を固定資産税相当額から控除して得た額)を操業又は営業開始の日以後最初に固定資産税が課税される年度を初年度として、5年間交付するものとする。</p>
		<p>(1) 農業法人であること。</p> <p>(2) 新設する事業施設の取得又は借地する物件が次に掲げるアからウの要件に該当すること。</p> <p>ア 取得又は借地用地面積3,000平方メートル以上であること。</p> <p>イ 建築面積200平方メートル以上であること。</p> <p>ウ イに係る初年度の固定資産税評価額が1億円以上であること。</p> <p>(3) 増設する事業施設が建築面積200平方メートル以上であり、かつそれに係る初年度の固定資産税評価額が1億円以上であること。</p>	<p>農業版企業立地奨励金</p> <p>新設又は増設若しくは移転した事業施設に係る家屋及び償却資産に対する固定資産税相当額全額(課税の免除をうけることができる場合は当該課税の免除を受けた額を固定資産税相当額から控除して得た額)を、操業又は営業開始の日以後最初に固定資産税が課税される年度を初年度として、3年間交付するものとする。</p>
		<p>(1) 企業立地奨励金の交付要件を満たした事業施設等で、操業開始の日から(操業又は営業開始の準備のための期間を含む。)1年を経過した日までの間に新規に雇用された者が、申請時点で継続して雇用されていること。</p> <p>(2) 空き家工場等利活用奨励金の交付要件を満たした事業施設等で、操業開始の日か</p>	<p>雇用促進奨励金</p> <p>○町内に住所を有する新規雇用者(町内に住所を有しているが、生活拠点を主にしない者は除く。)1人につき10万円とし、奨励金の交付は1回限りとする。</p>

		ら(操業又は営業開始の準備のための期間を含む。)1年を経過した日までの間に新規に雇用された者が、申請時点で継続して雇用されていること。	
		企業立地奨励金の交付要件を満たした事業施設等で、利活用する事業施設等に、複数年の使用期間の賃貸借契約を締結して操業する場合	空き工場等利用活用奨励金 ○1年間の賃借料の1/10 に相当する額を、3年間交付する。
		企業立地奨励金の交付要件を満たした事業施設等で、本店機能を矢吹町に移したことに伴い、雇用していた従業員が町内に転入し、1年以上住所を有する意思がある場合	雇用定住奨励金 ○町外から町内に転入した従業員(町内に住所を有しているが、生活拠点を主にしない者は除く。)1人につき10万円とし、奨励金の交付は1回限りとする。

07481

福島県

棚倉町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新增設 製造業等 10,000 農林漁業関連業種 5,000 (地域未来投資促進法に基づく地域経済 牽引事業計画承認事業者)	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
棚倉町工場設置奨励条例	H10. 4	新設 1. 工場等設置に係る投下固定資本額が3,000万円以上であること 2. 操業開始後1年以内に常時雇用の従業員(労働基準法(昭和22年法律第49号)第21条各号に規定する者を除く。以下この表において同じ)を新たに10人以上雇用すること 3. 倒産又は廃業により生じた建物、用地等を取得し利用する場合は、倒産又は廃業が明らかで売買が証明できるものであること	工場設置奨励金 1) 交付期間 工場等設置後、町が最初に固定資産税を賦課した年度から3年間 2) 奨励金の額 各年度ごとにその固定資産税相当額に次の割合を乗じて得た金額を奨励金として交付する 1年目 固定資産税相当額の 100/100 2年目 固定資産税相当額の 80/100 3年目 固定資産税相当額の 60/100 なお、3年間の交付合計限度額は1億円とする
		増設 1. 増設に係る新たな投下固定資本額が2,000万円以上であること。ただし、この投下固定資本額は、償却資産を除くものとする 2. 工場等増設完了後、常時雇用の従業員の数が増設前の数を下回らないこと 3. 倒産又は廃業により生じた建物、用地等を取得し利用する場合は、倒産又は廃業が明らかで売買が証明できるものであること	工場設置奨励金 1) 交付期間 工場増設完了後、町が最初に増設部分に係る固定資産税を賦課した年度から3年間 2) 奨励金の額 各年度ごとに増設部分に係る固定資産税相当額(償却資産分を除く)に次の割合を乗じて得た金額を奨励金として交付する 1年目 固定資産税相当額の 70/100 2年目 固定資産税相当額の 50/100 3年目 固定資産税相当額の 30/100

			<p>なお、3年間の交付合計限度額は 5,000 万円とする</p>
		<p>移転</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 移転に係る新たな投下固定資本額が 3,000 万円以上であること</li> <li>2. 操業開始後常時雇用の従業員の数が移転前の数を下回らないこと</li> <li>3. 倒産又は廃業により生じた建物、用地等を取得し利用する場合は、倒産又は廃業が明らかで売買が証明できるものであること</li> </ol>	<p>工場設置奨励金</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 交付期間 工場移転後、町が最初に移転部分に係る固定資産税を賦課した年度から3年間</li> <li>2) 奨励金の額 各年度ごとに移転部分に係る固定資産税相当額(償却資産分を除く。)に次の割合を乗じて得た金額を奨励金として交付する 1年目 固定資産税相当額の 100/100 2年目 固定資産税相当額の 80/100 3年目 固定資産税相当額の 60/100 なお、3年間の交付合計限度額は 5,000 万円とする</li> </ol>
<p>棚倉町きぎょう支援事業補助金交付要綱</p>	R5.4	<p><b>【企業オフィス開設等支援事業】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 町内に本社又は本店を有していない法人であること。</li> <li>2. 町内においてサテライトオフィスを開設する事業又は町内に本社及び本店機能など拠点となるオフィスを移転する事業を行う法人であること。</li> <li>3. サテライトオフィス及び拠点となるオフィスを開設することで、勤務者として移住者、二地域居住者又は新たな雇用が生じる事業を行う法人であること。</li> <li>4. 補助金の交付を受けて開設したオフィス等施設を、原則3年以上運用する意思がある法人であること。</li> </ol>	<p><b>【補助金の額】</b></p> <p>補助対象経費の3分の2の額とし、100 万円を限度とする。</p> <p>空き店舗を活用し、事業を行う場合は上記に 20 万円を加算した額を限度とする。</p>

07482

福島県

矢祭町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間	
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)				
過疎地域 新増設	2,700	—	課税免除	固定資産税	3年間
新増設 製造業等 農林漁業関連業種 (地域未来投資促進法に基づく地域経済 牽引事業計画承認事業者)	20,000 5,000	—	課税減免	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
矢祭町企業誘致条例	S39.12 H16.4 改正	町の区域内に企業等を新設し、または増設しようとする者のうち助成及び便宜供与を受けることが適当と認められ指定された者 ①企業等の新設または増設のための投下予定の固定資産総額が1,000万円以上である者 ②企業等の新設または増設により町の財政及び産業振興の発展に多大に寄与する者	便宜供与 ○企業用地を提供、あつせん ○排水施設を新設、改良 ○道路及び橋梁を新設、改良 ○堤防及び護岸施設を新設、改良 ○公園、広場、緑地、住宅等の厚生施設の整備 ○企業等に必要な水道等の衛生施設を整備 ○企業等に必要な従業員のあつせん ○国、県、その他の団体の権限に属する必要な措置のあつせん ○その他必要となる施設の整備、行政上の措置

07483

福島県

塙町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
過疎地域(新過疎法) 新增設 500	—	課税免除(塙町 税特別措置条 例)	固定資産税	3年間
地域経済牽引事業促進区域(地域 未来投資促進法に基づく地域経済 牽引事業計画承認事業者) 新增設 製造業等 10,000 農林漁業等業者 5,000		課税免除(塙町 税特別措置条 例)	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
塙町企業誘致条例	H3. 2	①町内への工場新設 ②固定資産総額 2,200 万円以上 ③常時使用工員数 10 人以上	工場設置奨励金 ○工場の設置が完了した初年度に町が 賦課した固定資産税相当額を3年間
		○町内への工場新設	便宜供与 ○工場用地のあっせん ○道路の整備

07484

福島県

鮫川村

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
過疎地域 新增設 2,700	—	課税免除	固定資産税	3年間
新增設 製造業等 20,000 農林漁業関連業種 5,000 (地域未来投資促進法に基づく地域経済 牽引事業計画承認事業者)				

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
鮫川村きぎょう・創業 支援事業補助金交 付要綱	R6.4	<p>起業…事業を営んでいない者(事業廃止後1年以上経過した者を含む。)が村内において、主たる事業所等(店舗、作業スペース及びオフィス等をいう。)を確保し新たな事業を開始すること。</p> <p>創業…村内で既に事業を営んでおり、これまで営んでいた事業とは異なる業種へ転換や新事業へ進出する個人または法人。</p> <p><b>【補助金の対象となる経費】</b> 事業所等(店舗及びオフィス等)の開設等に要する改修費(居住用との共用部分は除く)、テレワーク施設整備、備品購入費、使用料等(レンタル、リース代)、委託料等。ただし、補助対象経費の合計額が5万円以上の支出した経費に限る。</p>	<p><b>【補助金の額】</b> 補助対象経費の3分の2以内の額(千円未満の端数切捨て)上限30万円。</p>

07501

福島県

石川町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
過疎地域 新增設、製作、改修等に係る取得 (※は新增設のみ) <b>【製造業、旅館業】</b> 500(資本金 5,000 万円以下) 1,000(資本金 5,000 万円超 1 億円以下) ※ 2,000(資本金 1 億円超)※ <b>【農林水産物等販売業、情報サービス業等】</b> 500(資本金 5,000 万円以下) 500(資本金 5,000 万円超)※	—	課税免除	固定資産税	3年間
新增設 製造業等 10,000 農林漁業関連業種 5,000 (地域未来投資促進法に基づく承認地域 経済牽引事業者)	—	課税免除	固定資産税	3年間
地域活力向上地域 新增設 3,800 (中小企業 1,900) (地域再生法に基づく地方活力向上地域 特定業務施設整備計画認定事業者)	—	不均一課税 <b>【移転型】</b> 1年目 1/10 2年目 1/4 3年目 1/2 <b>【拡充型】</b> 1年目 1/10 2年目 1/3 3年目 2/3	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
石川町企業立地促進条例	H20.3	<b>【新設】</b> 投下固定資産 1億円 操業開始後1年以内新規雇用者 10人以上	企業立地奨励金 ○固定資産税納付額の全額 操業開始年度翌年度から5年間

		<b>【増設・移転】</b> 投下固定資産 5千万円以上 従前の従業員を下回らないこと	
--	--	---	--

07502

福島県

玉川村

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新增設 製造業等 10,000 農林漁業関連業種 5,000 (地域未来投資促進法に基づく地域経済 牽引事業計画承認事業者)	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
玉川村企業誘致促進条例	H6.3	①村の区域内に工場等を新設又は増設しようとする事業者 ②工業生産設備(ガスの製造又は発電に係る設備を含む)を構成する減価償却資産の取得価格が1億円以上 ③操業開始から1年以内に常時雇用の従業員を新たに30人以上雇用	企業誘致等助成金 ○工場の新設又は増設部分に対する減価償却資産に係る固定資産税納付額に対する助成金 初年度 50/100 2年度 40/100 3年度 30/100
			便宜供与 ○工場用地等のあっせん

07503

福島県

平田村

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新增設 製造業等 20,000 農林漁業関連業種 5,000 (地域未来投資促進法に基づく地域経済 牽引事業計画承認事業者)	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
平田村工場等誘致 条例	S41.3	①村の区域内に工場等を新設又は増設しようとする者 ②投下予定固定資産総額が1億円以上 ③常時雇用従業員20名以上	奨励金 ○新設又は増設の部分にかかる固定資産税額の3/10相当額を3ヶ年交付 便宜供与 ○工場用地の提供又はあつせん ○道路等の整備
平田村地域総合整備 資金貸付要綱	H3.7	①村の区域内に立地する企業 ②新規雇用 1人以上 ③設備投資の総額(用地費を除く) 1,000 万円以上 ④用地取得等の契約後5年以内に営業開始	工場設備資金貸付金 ○貸付対象事業に係る借入総額(用地取得費を含む)の45%以内 ○限度額 16.8 億円 ○利 子 なし ○期 間 15 年以内 (5年据置含む)

07504

福島県

浅川町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新增設 製造業等 20,000 農林漁業関連業種 5,000 (地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画承認事業者)	—	課税免除	固定資産税	3年間

07505

福島県

古殿町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
過疎地域 新設又は増設 2,700	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
古殿町企業立地促進条例	H19.8	新設(増設又は移転を含む。) ○投下固定資本総額 2,700 万円以上 ○用地を取得した場合は、取得の日から3年以内に操業開始 ○社会保険に加入する従業員を新たに10人以上(増設又は移転の場合は5人以上)雇用し、うち3/5以上は町内に住所がある者を雇用	操業助成金 ○設置した工場等の面積1㎡につき1万円(3,000万円を限度)
			工場等立地助成金 ○設置した工場等に課税される固定資産税相当額(5年間 3年間課税免除を受けた場合は次の2年間)
			用地取得助成金 ○町が評価した用地の価格又は用地を取得した額のうち低い方の額の1/2の金額(5,000万円を限度)
			雇用促進助成金 ○常時使用従業員として新たに雇用し、かつ操業開始日から引き続き1年以上使用している者(ただし町内に住所を有する者に限る。)1人あたり10万円
			借入金利子助成金 ○国又は県の制度資金から借入れた資金に係る利子相当額又はその資金よりも有利な条件で借入れた資金に係る利子相当額を操業1年経過後から10年間助成(5,000万円を限度)

07521

福島県

三春町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新增設 農林漁業及びその関連業種 5,000 上記以外 10,000 (地域未来投資促進法に基づく承認地域 経済牽引事業者)	—	課税免除	固定資産税	3年間
東日本大震災復興特別区域法の認定を受けた復興産業集積区域において対象施設を新增設した場合		課税免除	固定資産税	5年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
三春町工場等立地促進条例	H7.4	○工場等の新增設のための用地取得又は借地面積が 3,000 m <sup>2</sup> 以上、若しくは延床面積が 500 m <sup>2</sup> 以上 ○用地取得又は借地の日から3年以内に操業を開始すること	奨励金 ○固定資産税相当額を、新設にあたっては 10 ヶ年、増設にあたっては3ヶ年交付
			便宜供与 ○立地条件に関する整備等
三春町雇用促進奨励金交付要綱	H25.5	○工場等の新增設に伴う投下固定資産額が 5,000 万円以上 ○新增設をした日から1年以内に新規に、三春町に住所を有する者(満 40 歳未満)を正規雇用し、かつ、対象雇用期間の各期の末日において継続雇用していること	奨励金 ○新規雇用1人につき 20 万円(新卒者については 30 万円)を交付(一会社等あたりの交付額は 3,000 万円を限度)

07522

福島県

小野町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新增設(家屋・構築物・土地) 農林漁業関連業種 5,000 上記以外 10,000 (地域未来投資促進法に基づく地域経済 牽引事業計画承認事業者)	—	課税免除	固定資産税	3年間
過疎地域(町内全域) 製造業又は旅館業(新增設等) 資本金 5,000 万円以下 500 資本金 5,000 万円超 1 億円以下 1,000 資本金 1 億円超 2,000 ※上記に関わらず 農林水産物等販売業、情報サービス業等 500	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
小野町企業立地促進条例	H19.9	①町の区域内に企業の新設、増設、拡張を伴う 移転を行う者 ②投下固定資産額が1億円以上 ③企業立地促進指定企業の指定をされたもの	奨励金 ○投下固定資産額に対する固定資産 産税相当額以内 ・新設 初年度～3年度 100/100 4年度～5年度 50/100 ・増設、移転 初年度～3年度 50/100 4年度～5年度 25/100 ○5ヶ年度以内 ※上記の地域未来投資促進法に基 づく税制上の優遇措置との重複部 分については対象外とする。
		①及び②同上 ③企業立地促進指定企業の指定を受けることが	便宜供与 ○用地及び建物を提供、斡旋

		認められる企業	○道路及び橋梁を新設又は改良すること ○その他必要な事項
小野町地域総合整備資金貸付要綱	H3.7	①公益性、事業採算性低収益性の観点から実施される事業確保が見込まれる事業 ②事業の営業開始に伴い、事業地域内において、5人以上の新規雇用が見込まれる事業 ③設備投資の総額(用地取得費を除く)が 2,500万円以上 ④用地取得等の契約後5年以内に操業開始 ⑤株式会社、有限会社、民法第 34 条の規定により設立された法人、その他法人	○利子無利子 ○貸付限度額 ①借入総額(用地取得費を含む)の 20% 限度額 6億円 ②年度を超える場合借入総額(用地取得費を含む)の 20% ○限度額 9億円 ○償還期間 15 年以内 (5年以内の措置期間)

07541

福島県

広野町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額（万円以上）	従業員（人以上）			
新增設 製造業等 20,000 農林漁業関連業種 5,000 （地域未来投資促進法に基づく地域経済 牽引事業計画承認事業者）	—	課税免除	固定資産税	3年間
新增設 2,700 （原子力発電施設等立地地域の振興に関 する特別措置法）	製造業 — 製造業以外 15	不均一課税		

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
広野町企業立地促進条例	H20.3	町内への工場の新設又は増設 ○工場生産設備総額 5,000 万円を超える額 ○従業者数 10 人以上	助成金 ○固定資産税に相当する額を予算の範囲内 （3年間）
		常時雇用従業員（正社員）を雇用した企業 町内に住所を有するものに限る ○工場の新設又は増設に係る新規雇用 ○既存工場の新規雇用	奨励金 工場の新設又は増設で1年以上雇用 ○10人以上:1人につき10万円 ○10人未満:1人につき5万円 既存工場 ○1人につき5万円

07542

福島県

檜葉町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新增設 2,700 (原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法)	製造業 — 製造業以外 15	不均一課税	固定資産税	3年間
新增設 製造業等 20,000 (地域未来投資促進法に基づく承認地域経済牽引事業者)	—	課税免除	固定資産税	3年間
新增設 (福島復興再生特別措置法に基づく企業立地事業者)	—	課税免除	固定資産税	5年間
新增設 (復興産業集積区域内において事業を実施する法人または個人事業主)	—	課税免除	固定資産税	5年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
檜葉町工場誘致条例	S62.6	○工場の新増設	操業奨励金
		①工場生産設備総額 1億円超 (中小企業にあつては 5,000 万円)	○工場建物の床面積×1,000 円
		②常時使用する従業員数 50 人以上 (中小企業にあつては 20 人以上)	便宜供与
		○建築基準法による確認と検査済証	○立地条件に関する整備等
		○新增設に係る操業について 30 日以内に新規雇用者(町内に住所を有する者に限る)を 20 人(中小企業にあつては 10 人)以上雇用し、かつ1年以上引続き雇用している者	雇用促進奨励金 ○従業員1人につき5万円 ○限度額 500 万円

07543

福島県

富岡町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新增設 2,700 (原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法)	製造業 — 製造業以外 15	不均一課税	固定資産税	3年間
新增設 製造業等 20,000 農林漁業関連業種 5,000 (地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画承認事業者)	—	課税免除	固定資産税	3年間
新增設 (福島復興再生特別措置法)	—	課税免除	固定資産税	5年間
新增設 (東日本大震災復興特別区域法)	—	課税免除	固定資産税	5年間

07544

福島県

川内村

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額 (万円以上)	従業員(人以上)			
新增設 (市町村認可の場合) 東日本大震災特別区域法	—	課税免除	固定資産税	5年間
新增設 (県認可の場合) 福島復興再生特別措置法	—	課税免除	固定資産税	5年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
川内村田ノ入工場団地土地 賃借管理及び施設設置管理 に関する条例	H29.10.30	工場の新設	当初3年間、土地貸付料について全額免 除

07545

福島県

大熊町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新增設 2,700 (原子力発電施設等立地地域の振興に 関する特別措置法)	製造業 — 製造業以外 15	不均一課税	固定資産税	3年間
新增設 (福島復興再生特別措置法)	—	課税免除	固定資産税	5年間
新增設 (東日本大震災復興特別区域法)	—	課税免除	固定資産税	5年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例(等)名	制定年月	対象者の要件	内 容
大熊町ゼロカーボン補助金 交付要綱	R4.4.1	平成 31 年4月 10 日以降、大熊町内で事業を営む事業者 又は本補助事業完了後に大熊町内で事業を開始することが認められる者(以下「町内事業者等」という。)が対象。 ・ 新築の非住宅の建築物であること ・ 自家消費用の太陽光発電が設置されること ・ 非住宅の用途に供する部分が下記の基準等に適合 ①再エネを除いた基準一次エネルギー消費量から一次エネルギー消費量削減率 ZEB:20%以上、Nearly ZEB:20%以上 ZEB Ready:50%以上 ②再エネを加えた、基準一次エネルギー消費量からの一次エネルギー消費量削減率	ZEB:対象経費の2分の1 (上限:40万円/㎡、最大金額5億円)  Nearly ZEB:対象経費の3分の1 (上限:40万円/㎡、最大金額3億円)  ZEB Ready:対象経費の4分の1 (上限:40万円/㎡、最大金額1億円)

		ZEB：100%以上、Nearly ZEB:75%以上	
大熊町知的財産権取得促進 補助金交付要綱	R5.11.20	<ul style="list-style-type: none"> <li>・知的財産権の取得に係る出願の際に本店登記地が大熊町内となっていること</li> <li>・交付申請および実績報告の際に本店登記地が大熊町内となっていること</li> <li>・交付決定の日から5年以上、本店登記地を大熊町内とし、引き続き事業を営む意思があること など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象の知的財産権 特許権、実用新案権、意匠権、育成者権 ※商標権は対象外</li> <li>・補助対象経費 出願等の手続に係る弁理士等代理人への報酬、外国出願に係る委託費 など</li> <li>・補助率 対象経費の10/10</li> <li>・補助上限額 1件あたり：国内出願 50万円 外国出願 100万円 1企業あたり：1000万円</li> <li>・申請期限 出願日の翌日から1年以内</li> </ul>
大熊町雇用促進助成金交付 要綱	R5.11.20	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町内で行う事業について、「自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金」の交付決定を受けていること</li> <li>・町内に本店又は支店の登記を有していること</li> <li>・勤務開始日から翌々月末時点において、町内に住所を有し、かつ、町内に居住する正規従業員又は非正規従業員を新たに雇用し、従業員の勤務開始日から6月を経過した日において雇用を継続していること など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交付額 正規従業員 1人につき30万円 非正規従業員 1人につき20万円</li> <li>・上限額 1事業者あたり 1000万円</li> <li>・申請回数上限 1事業者あたり 1回</li> <li>・申請期限 町内で事業を開始した日が属する年度から翌年度末まで</li> </ul>
大熊町就労サポート補助金	R5.11.20	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町内で行う事業について、「自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金」の交付決定を受けていること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象従業員 ①補助事業計画提出時において、住民登録が大熊町にある者。ただし、現在の居住地は問わない。</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・地元常用従業員を増加する雇用計画があること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>②補助事業計画提出時において、事業者が直接雇用している者</li> <li>③正規雇用労働者(短時間正社員も含む。)又は非正規雇用労働者であって事業者の定めた1週間の所定労働時間を満たす者(契約社員、嘱託社員等を含む。)</li> <li>・補助対象期間 計画承認の日が属する年度の4月1日から2月末日まで</li> <li>・補助率 対象経費の最大1/2</li> <li>・対象経費、上限額 <ul style="list-style-type: none"> <li>①通勤環境に関する取組 対象経費：通勤手当に要する経費 上限額：500万円</li> <li>②人材育成に関する取組 対象経費：受講料、受験料等 上限額：200万円</li> </ul> </li> <li>※ただし①+②を申請される場合、合計の上限額は500万円</li> <li>・申請回数上限 1事業者3回(同一年度1回まで)</li> </ul>
<p>大熊町創業・本社機能移転促進補助金</p>	<p>R5.11.20</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福島イノベーション・コースト構想における重点分野又は福島国際研究教育機構の研究開発分野の事業を行っている又は行う計画があること</li> <li>・町内にて新たに法人を設立して1年を経過しない者</li> <li>・本社機能を有する事業所を町内に移転する者</li> <li>・交付決定の日から5年以上、町内に本社を有し、引き</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象経費 土地又は建物の購入に係る費用建設に係る費用、建設に係る費用、土地又は建物の賃貸に係る費用、事務所の整備費、備品等の調達費、輸送費 など</li> <li>・補助率 対象経費の10/10</li> <li>・申請回数上限、上限額 ①新規創業する事業者</li> </ul>

		<p>続き事業を営む意思があること</p> <p>・本社機能を有する事業所において、2名以上の町内従事者が事業に従事する見込みがあり、町内での定常的な事業活動が計画されていること</p>	<p>申請回数上限：2回</p> <p>上限額：200万円</p> <p>②本社機能を移転する事業者</p> <p>申請回数上限：1回</p> <p>上限額：町内従業者に応じて200～500万円</p>
生活利便性向上施設支援補助金	R7.4.1	<p>市内で小売業、飲食業、理容業、診療所等を経営する事業者で、待ちが整備した商業施設等で営業する者は除く。</p>	<p>上限額：300万円</p> <p>申請回数：各年度1回を限度とし、交付額の総額が300万円に達するまで申請を可能とする。</p> <p>補助対象経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人件費(月額20万円を上限とする)</li> <li>・光熱水費</li> <li>・通信費</li> <li>・広告宣伝費(年間10万円を上限とする)</li> </ul>

07546

福島県

双葉町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新增設 (福島復興再生特別措置法に基づく確認事業者、認定事業者、指定事業者)	—	課税免除	固定資産税	5年間 令和8年3月31日までに新增設をしたもの
新增設 製造業等 10,000 農林漁業関連業種 5,000 (地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画承認事業者)	—	課税免除		3年間 令和10年3月31日までに新增設をしたもの
新增設 2,700 (原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法)	製造業 — 製造業以外 15	不均一課税		3年間 令和9年3月31日までに新增設をしたもの

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
双葉町企業誘致条例	H30.6	中野地区復興産業拠点において、定期借地権を設定し、事業所等を整備する事業者	賃料を3年間無償とする
		<操業奨励金 (1)基礎奨励金> 事業所等の新設又は再開について建築確認を受け、かつ、検査済証を交付された事業所等であって、次の各号に該当するもの。 (1)投下固定資本総額 500 万円以上 (2) 常時使用する従業員の人数 2人以上	※限度額 3,000 万円(基礎奨励金+特別奨励金の合計額) ○新設又は再開に係る事業所等延床面積に対して1㎡当たり 1,000 円
		<操業奨励金 (2)特別奨励金> 試験研究施設、研修施設又は工場であってイノベーションコースト構想の重点分野に係るものその他これに類するものとして町長が認めた施設の新設又は再開について建築確認を受け、かつ、検査済証を交付された事業所等であって、次の各号に該当するもの。	○新設又は再開に係る事業所等延床面積に対して1㎡当たり 9,000 円

		(1)投下固定資本総額 5,000 万円以上 (2) 常時使用する従業員の人数 20 人以上	
		<雇用促進奨励金> 操業奨励金の交付を受けたもので、事業所等の新設又は再開をした事業者で当該事業所等の新設又は再開に係る操業の開始の日から起算して1月を経過した日において町内に住所を有する従業員を雇用しており、かつ、当該従業員を同日から1年を経過した日まで引き続き雇用したもの	<雇用促進奨励金> ○従業員1人につき10万円 限度額 500万円
緑化率の引き下げに係る準則条例	H30.6	中野地区復興産業拠点に立地する特定工場 ・業種:製造業、電気供給業、ガス供給業及び熱供給業(一部発電所は除く) ・面積要件:敷地面積 9,000 m <sup>2</sup> 以上または建築面積 3,000 m <sup>2</sup> 以上	○特定工場に係る緑地率を国準則から緩和し、緑地面積率を 15%以上、緑地及び環境施設面積率を 20%以上とする

07548

福島県

浪江町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準	措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)など			
企業立地促進地域(旧避難指示解除区域を含む避難解除区域、避難指示解除区域、居住制限区域)に事業用施設・設備等を建設または購入し、福島県から「避難解除等区域復興再生推進事業実施計画」についての認定を受けた事業所	課税免除 特別償却又は税額控除	事業税、固定資産税、不動産取得税 法人税	5年間
ふくしま産業復興投資促進特区に基づく特定復興産業集積区域へ、製造業関係産業が立地する場合	課税控除又は特別償却、課税免除	事業税、不動産取得税、固定資産税及び法人税	5年間
工業生産設備取得額 2,700 万 (福島県税特別措置条例)	課税免除	事業税 固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
浪江町地域総合整備 資金貸付要綱	H3. 10 (H22. 4 改正)	①貸付対象事業の設備投資の総額 2,500 万円以上 ②新規雇用 5人以上 ③その他要件 ・公益性、事業採算性、低収益性の観点から実施される事業 ・用地取得等の契約後5年以内に営業開始される事業	工場設備貸付金 ○限度額 貸付対象に係る借入総額の 20% 6億円限度 ○利子 なし ○期間 15 年以内 (うち据置5年以内) ○保証 民間金融機関等の連帯保証が必要
町内再開事業者等光 熱水費等補助金	H28. 7	浪江町内で事業を再開／新たに開始された事業者様を対象に、事業開始の日の翌月から1年間に支払った電気料金・上下水道料金の補助を行う。	○補助額:補助対象経費の 1/2※ 製造業 最大 120 万円/年 スーパーマーケット 最大 90 万円/年 その他 最大 60 万円/年 ※特定復興再生拠点区域に立地する事業者は補助率 10/10、補助上限は上記の 2 倍
地域復興実用化開発 等促進事業費補助金		・地元企業等、福島県浜通り地域に本社、試験-評価センター、研究開発拠	①中小企業:補助対象経費の 2/3 ※(3/4)

		<p>点、生産拠点等が所在する企業、研究所、国立高等専門学校機構または農業協同組合その他の法人格を有する団体等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地元企業などと連携して実施する企業</li> </ul>	<p>②大企業:補助対象経費の1/3</p> <p>※(1/2)</p> <p>補助上限額は7億円</p> <p>※連携協定書等、福島県浜通り地域の自治体と連携して事業を実施する企業等については()内の補助率を適用。</p>
福島県原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金 (F補助金)		<p>事業所の新設または増設に伴い、契約電力が増加すること。</p> <p>雇用人数が3人以上増加すること。</p>	<p>支払電気料金の一部を最大8年間補助。</p>
浪江町企業立地促進条例	R4. 3. 15	<p>&lt;企業立地補助金&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年4月1日以降、投下固定資産の価格の合計額が1億円以上の新設、増設又は再整備であること。</li> <li>・新たに雇用した正規従業員又は非正規従業員が、事業開始日において、5人以上であること。</li> <li>・上記における合計人数に対する非正規従業員の割合が1/3以下であること。</li> </ul>	<p>建物等の延床面積(m<sup>2</sup>)×1,000円</p> <p>(上限500万円)</p>
		<p>&lt;雇用促進補助金&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業立地補助金の交付を受けた事業者であること。</li> <li>・事業開始日から起算して6月を経過する日までに、町内に住所を有し、町内に居住する正規従業員又は非正規従業員を新たに雇用し、同日から1年を経過した日において引き続き雇用していること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・正規従業員 20万円/人</li> <li>・非正規従業員 10万円/人</li> </ul> <p>(上限500万円)</p>

07548

福島県

葛尾村

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
過疎地域 新增設 2,700	—	課税免除	固定資産税	3年間
新增設 2,700 (原子力発電施設等立地地域の振興に 関する特別措置法)	製造業 — 製造業以外 15	不均一課税	固定資産税	3年間
新增設 (東日本大震災復興特別区域法)	—	課税免除	固定資産税	5年間
新增設 (福島復興再生特別措置法)	—	課税免除	固定資産税	5年間

07561

福島県

新地町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新增設 製造業等 20,000 農林漁業関連業種 5,000 (地域未来投資促進法に基づく地域経済 牽引事業計画承認事業者)	—	課税免除	固定資産税	3年間
新增設 2,700 (原子力発電施設等立地地域の振興に関 する特別措置法)	製造業 — 製造業以外	不均一課税	固定資産税	3年間
東日本大震災復興特別区域法に基づく 福島県復興推進計画(ふくしま産業復興 投資促進特区)に定められた復興産業集 積区域内において、復興に寄与する事業 (新設・増設)を行う場合に適用	—	課税免除	固定資産税	5年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
新地町地域総合整備資金貸付要綱	H18.12	①株式会社、有限会社、民法(明治 29 年法律第 89 号)第 33 条の規定により設立された法人その他の法人 ②公益性、事業採算性、低収益性等の観点から実施される事業 ③営業の開始に伴い事業地域内において5人以上の新たな雇用の確保が見込まれる事業 ④事業の貸付対象費用の総額(用地取得費を除く)が 2,500 万円以上の事業 ⑤用地取得等の契約後5年以内に営業が開始される事業	融資 ○貸付利率 無利子 貸付額 ①借入総額の 20% おおむね 500 万円以上～6億円 ただし、用地取得費は 1/3 を限度として算入 ②年度を越える場合(4年以内)の貸付限度額9億円 ○償還期間 15 年

07564

福島県

飯舘村

## 〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新增設 過疎地域	2,700 —	課税免除	固定資産税	3年間
新增設 (福島復興再生特別措置法)	—	課税免除	固定資産税	5年間

## 〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
飯舘村企業立地促進奨励金交付要綱	H10.4	<ul style="list-style-type: none"> <li>○飯舘村村内に工場等を建設する者(事業者等)(飯舘村租税特別措置条例第3条課税免除者)</li> <li>○常時雇用人数 10人以上</li> </ul>	企業立地奨励交付金 <ul style="list-style-type: none"> <li>○当該工場等の事業開始後条例第3条第1号の課税免除を受けた期間の翌年度から2年間</li> <li>○固定資産税相当額を交付</li> </ul> ※予算措置をした年度に限り運用
飯舘村企業立地等支援補助金交付規則	R7.7	<b>【用地取得補助金】</b> 1 新規企業 (1) 操業開始日から1年以内に当該工場等における常時雇用者を新たに5人以上雇用すること。 (2) 用地取得後、2年以内に操業を開始すること。 2 既存企業 (1) 事業規模を維持又は拡大する計画であること。 (2) 用地取得後、2年以内に操業を開始すること。 (3) 工場等の増改築に係る操業開始日において、当該工場等における常時雇用者が2人以上であること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・村が評価した価格又は取得価格のいずれか低い価格の40%</li> <li>・限度額 3,000万円</li> </ul>
		<b>【工場取得等補助金(新設及び既存工場等の買収又は増改築を含む。)]</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・村が評価した価格又は取得価格の1/2</li> <li>・限度額1億円</li> </ul>

	<p>1 新規企業</p> <p>(1) 操業開始日から1年以内に当該工場等における常時雇用者を新たに5人以上雇用すること。</p> <p>2 既存企業</p> <p>(1) 事業規模を維持又は拡大する計画であること。</p> <p>(2) 工場等の増改築に係る操業開始日において、当該工場等における常時雇用者が2人以上であること。</p>	<p>(買替えによる取得については、取得費から譲渡額を控除した額を対象経費とする。)</p>
	<p><b>【機械設備等補助金】</b></p> <p>1 新規企業</p> <p>(1) 新規設備の取得・導入により、事業の効率化や生産性の向上に寄与すること。</p> <p>(2) 操業開始日から1年以内に当該工場等における常時雇用者を新たに5人以上雇用すること。</p> <p>2 既存企業</p> <p>(1) 新規設備の取得・導入により、事業の効率化や生産性の向上に寄与すること。</p> <p>(2) 当該工場等における常時雇用者が2人以上であること。</p>	<p>・村が評価した価格又は取得価格の1/3</p> <p>・限度額1億円</p>
	<p><b>【福利厚生施設補助金】</b></p> <p>1 新規企業</p> <p>(1) 福利厚生の充実や従業員の働きやすさ向上を目的とした施設の取得・整備であること。</p> <p>(2) 操業開始日から1年以内に当該工場等における常時雇用者を新たに5人以上雇用すること。</p> <p>2 既存企業</p> <p>(1) 福利厚生の充実や従業員の働きやすさ向上を目的とした施設の取得・整備であること。</p> <p>(2) 当該工場等における常時雇用者が2人以上であること。</p>	<p>・村が評価した価格又は取得価格のいずれか低い価格の1/2</p> <p>・限度額1億円</p>
	<p><b>【脱炭素化設備導入補助金】</b></p> <p>1 新規企業</p> <p>(1) 工場等において実施されるエネルギー消費効率の高い設備の新設又は、更新であ</p>	<p>・脱炭素経営に資する設備の新設又は、更新する場合 村が評価した工事費の1/2</p> <p>・限度額2,000万円</p>

	<p>ること。</p> <p>(2) 操業開始日から1年以内に当該工場等における常時雇用者を新たに5人以上雇用すること。</p> <p>2 既存企業</p> <p>(1) 工場等において実施されるエネルギー消費効率の高い設備の新設又は、更新であること。</p> <p>(2) 当該工場等における常時雇用者が2人以上であること。</p>	<p>(CO2 削減効果が見込まれない環境負荷の少ない電気設備や車両の購入、一部石油由来の燃料を使用する車両の導入等は除く。)</p>
	<p><b>【私道整備補助金】</b></p> <p>雇用者の数が20人以上の工場において、公道に接続する私道を整備する場合。</p>	<p>・村が評価した工事費の1/2</p> <p>・限度額500万円</p>
	<p><b>【用地賃貸借補助金】</b></p> <p>1 新規企業</p> <p>(1) 村内の用地において新規事業を行う事業者。</p> <p>(2) 操業開始日から1年以内に当該工場等における常時雇用者を新たに5人以上雇用すること。</p> <p>2 既存企業</p> <p>(1) 村内の用地において事業規模の拡大を行う事業者。</p> <p>(2) 当該工場等における常時雇用者が2人以上であること。</p>	<p>・村が評価した価格又は賃貸借価格のいずれか低い価格の1/2</p> <p>・年間補助限度額200万円 期間は10年間</p>
	<p><b>【工場等賃貸借補助金】</b></p> <p>1 新規企業</p> <p>(3) 村内の用地において新規事業を行う事業者。</p> <p>(2) 操業開始日から1年以内に当該工場等における常時雇用者を新たに5人以上雇用すること。</p> <p>2 既存企業</p> <p>(1) 村内の用地において事業規模の拡大を行う事業者。</p> <p>(2) 当該工場等における常時雇用者が2人以上であること。</p>	<p>・村が評価した価格又は賃貸借価格のいずれか低い価格の1/2</p> <p>・年間補助限度額500万円 期間は10年間</p>
	<p><b>【雇用奨励補助金】</b></p> <p>1 地元雇用者であること。</p>	<p>・雇用者1人につき30万円(対象期間は雇用開始日から1年)</p>

		<p>2 新規又は事業規模の拡大による操業開始日から3年間のうちに採用された者。</p> <p>3 採用後1年以上継続して雇用すること。</p> <p>4 雇用保険、社会保険、厚生年金に加入すること。</p>	
		<p><b>【定住支援補助金】</b></p> <p>1 本村に転入する雇用者又は村内に居住する地元雇用者であること。</p> <p>2 新規または事業規模の拡大による操業開始日から3年間のうちに採用された者。</p> <p>3 採用後1年以上継続して雇用すること。</p> <p>4 雇用保険、社会保険、厚生年金に加入すること。</p>	<p>・雇用者1人につき、1年間雇用するごとに30万円(対象期間は雇用開始日から3年間)</p>
		<p><b>【村有地の貸付け支援】</b></p> <p>村内の用地において新規又は事業規模の拡大を行う事業者。</p>	<p>・村有地への新設工場等用地の賃貸借料 10年間無償 (村が企業立地等を目的として借り受けている用地も村有地とみなす)</p>
飯舘村農村楽園基金条例 (村内ベンチャー企業創出支援事業)	H1.3	<p>個人もしくは3名以上の村民等で構成する団体。ただし行政区を除く。</p> <p>原則として、国・県の補助の採択を受けている者。</p>	<p>1)新商品の企画開発</p> <p>2)展示直売施設等の建設</p> <p>3)農家が現に居住する民家当において行う民泊、レストラン等の事業</p> <p>4)その他、本村の新しい産業形態創出に資する事業で村長が認める事業</p> <p>助成率:50%以内</p> <p>限度額:200万円以内</p>
飯舘村スタートアップ補助金交付要綱	R5.1	<p><b>【スタートダッシュ補助金】</b></p> <p>1 当該事業を本格操業することを目的にしている者</p> <p>2 当該同一事業において国・県関係補助金交付決定者である者</p> <p>3 村の産業振興に資する計画を有し、取り組む者</p> <p>※1～3全ての要件を満たす者</p>	<p><b>【スタートダッシュ補助金】</b></p> <p>国県村補助対象経費以外の経費新たに取り組む業務に対するの補助</p> <p>補助上限額 2,000,000円※予算の範囲内</p>
		<p><b>【スタートサポート補助金】</b></p> <p>1 村関係者で生業(なりわい)をはじめようとしている方※生業とは別途定めるものとする。</p>	<p><b>【スタートサポート補助金】</b></p> <p>生業として事業実施するに当たり、係る経費</p> <p>総事業費 400,000円 補助率 75% 補助上限額 300,000円※予算の範囲内</p>

<p>飯舘村事業再開等 支援補助金交付要 綱</p>	<p>H29.1</p>	<p>中小企業基本法に定める中小企業者であり、次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 村内で事業を再開する事業者</p> <p>(2) その他村長が認める事業者</p>	<p>(1) 事業用施設、設備等の新設、改修及び事業用地の購入、借上げ等</p> <p>(2) 再開準備にかかる仕入れ等の諸経費</p> <p>(3) 国、県や支援機関等が実施する助成事業等における自己負担金への充当</p> <p>(4) その他村長が必要と認める経費</p> <p>(補助金の額は、福島県原子力被災事業者事業再開等支援補助金の交付決定額に、補助残である自己負担分を加えた額の5%)</p>
------------------------------------	--------------	--	---